

行政常任委員会

令和 4 年 9 月 1 5 日（木）

午前 9 時 5 7 分開 会

○村田委員長 おはようございます。

ただいまから、行政常任委員会を開会いたします。

開会に先立ちまして、市長から御挨拶をいただきます。

○加藤市長 おはようございます。

委員の皆様におかれましては、昨日までの本会議に引き続き、大変お疲れのところと存じますが、本日より行政常任委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本委員会に付託されています議案につきましては、議案第 4 5 号、尾鷲市議会議員及び尾鷲市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正についてから、議案第 5 5 号、令和 3 年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてまでの 1 1 議案と、追加させていただきました議案第 5 8 号、令和 4 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 7 号）の議決についての 1 議案、合計 1 2 議案でございます。

それぞれ担当課より、提出議案について説明いたさせますので、よろしく御審査いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○村田委員長 それでは、事項書にのっとって進めてまいりたいと思いますけれども、まず、財政課より進めていきたいと思います。

議案第 4 7 号の令和 4 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 6 号）の議決についてのうちとありますけれども、第 1 条から第 3 条までの説明を求めたいと思います。

○岩本財政課長 それでは、議案第 4 7 号、令和 4 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 6 号）の議決についてのうち、財政課に係る予算について、補正予算書並びに委員会資料に基づき、御説明申し上げます。

まず、補正予算書の 1 ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第 1 条第 1 項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3 億 9,030 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 1 1 億 7,264 万 2,000 円とするものでございます。

続きまして、1 2、1 3 ページを御覧ください。

歳入でございます。

9 款 1 項 1 目地方特例交付金 1 8 9 万 5 , 0 0 0 円の増額は、交付額の確定によるものでございます。

続きまして、1 0 款 1 項 1 目地方交付税 5 , 4 3 7 万 8 , 0 0 0 円の増額は、普通交付税の交付額確定によるものでございます。なお、後ほど説明させていただきます市債のうち、臨時財政対策債が 2 , 8 5 0 万円の減額となっておりますので、普通交付税と臨時財政対策債の合算額では、2 , 5 8 7 万 8 , 0 0 0 円の増額となっております。

続きまして、1 4、1 5 ページを御覧ください。

中ほどの 1 8 款繰入金、1 項基金繰入金、2 目減債基金繰入金 7 1 万 2 , 0 0 0 円の増額は、令和 3 年度に借り入れました臨時財政対策債の利子償還金に対して繰入れを行うものでございます。前年度の普通交付税において臨時財政対策債の償還基金分として 7 , 8 6 8 万 5 , 0 0 0 円が交付され、減債基金に積み立てておりますので、今回その中から本年度分の利子に充当するものでございます。

続きまして、1 0 目みえ森と緑の県民税市町交付金基金繰入金 2 4 9 万円の増額は、大曾根の世界の椿園内の流木伐採業務に対して繰り入れるものでございます。

次に、2 1 款市債、1 項市債、2 目衛生債 1 6 0 万円の減額は、過疎債ソフト分の増額に伴う予防接種事業債 2 0 万円の増額、及び 2 トンパッカー車の本年度内での購入ができなくなったことに伴う、ごみ収集車両整備事業債 1 8 0 万円の皆減でございます。

次に、1 6、1 7 ページを御覧ください。

4 目土木債 2 5 0 万円の増額は、事業費の変更等に伴う橋梁整備事業債 2 3 0 万円及び河川整備事業債 2 0 万円のそれぞれ増額でございます。

次に、6 目教育債 1 9 0 万円の増額は、過疎債が認められたことによる、屋内運動場照明機器整備事業債の追加でございます。

次に、7 目臨時財政対策債は、2 , 8 5 0 万円の減額で、借入れ可能額の確定によるものでございます。

続きまして、1 8、1 9 ページを御覧ください。

歳出でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、3 目財産管理費 2 億 3 , 4 7 8 万 7 , 0 0 0 円の増額は、基金積立金で、今回の補正に伴う財政調整基金積立金 2 億 1 , 7 4 4 万 6 , 0 0 0 円の増額、その他の基金積立金につきましては、前年度の基金充当事業の精算

に伴う積み戻し等でございます。

続きまして、２６、２７ページをお願いします。

一番下にあります１１款公債費、１項公債費、１目元金７１万７,０００円の増額及び２目利子４４万３,０００円の減額は、令和３年度の市債借入額及び利率の確定等に伴う増減でございます。

次に、７ページにお戻りください。

第３表地方債でございます。変更が５件、廃止が１件でございます。内容につきましては先ほど歳入で説明させていただいたとおりで、限度額の変更等によるものでございます。

補正予算第６号の説明については以上でございます。

○村田委員長　　続いて、７号も一緒に行ってください。

○岩本財政課長　　それでは、引き続き、議案第５８号、令和４年度尾鷲市一般会計補正予算（第７号）の議決についてのうち、財政課に係る予算について説明させていただきます。

補正予算書の１ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第１条第１項にありますとおり、補正前の歳入歳出予算の総額にそれぞれ３,０２４万９,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１１２億２８９万１,０００円とするものでございます。

続きまして、１０ページ、１１ページを御覧ください。

歳出でございます。

２款総務費、１項総務管理費、３目財産管理費８８万円の増額は、今回の補正に伴う財政調整基金積立金でございます。

ここで、財政課委員会資料の１ページを御覧ください。

今回の６号補正及び７号補正を踏まえた基金残高でございます。

財政調整基金につきましては、６号補正で２億１,７４４万６,０００円、７号補正で８８万円をそれぞれ積み立てることにより、補正後の残高は１６億８,９０３万８,０００円となる見込みでございます。

その他の基金につきましては、６号補正において事業等へ充当するための取崩し及び前年度事業の精算に伴う積立て等、記載のとおりでございます。

この結果、７号補正後の残高合計、一番右下にあります、２６億４,３１３万円となる見込みでございます。

補正予算第７号についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○村田委員長　ただいま、財政課より補正予算 6 号、7 号の説明がございました。
以上の説明につきまして、御質疑、御意見があれば御発言を願いたいと思いますが、
ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長　ないようでありますので、財政課の審査を終わりたいと思います。
よろしいですか。

それでは、次に、総務課から説明を求めたいと思います。

○竹平総務課長　それでは、総務課に関する議案について進行表に基づき御説明
をさせていただきます。

まず、議案第 4 5 号、尾鷲市議会議員及び尾鷲市長の選挙における選挙運動用自動車
の使用等の公営に関する条例の一部改正についてと、議案第 4 6 号、尾鷲市職員
の育児休業等に関する条例の一部改正についての 2 議案につきまして、御説明さ
せていただきます。

通知をさせていただきます。議案書の 2 ページを御覧ください。

議案第 4 5 号、尾鷲市議会議員及び尾鷲市長の選挙における選挙運動用自動車の
使用等の公営に関する条例の一部改正についての概要といたしましては、最近の物
価の変動等に鑑み、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用通常はがき等の作成の
公営に関する経費に係る限度額の引上げなど、公職選挙法施行令の一部を改正する
政令が公布、施行されたため、本市条例における選挙運動用ビラの作成及びポスタ
ーの作成に係る公費負担の限度額を引き上げるため、条例の一部を改正するもので
ございます。

具体的には、第 4 条第 1 項第 2 号ア中につきまして、選挙運動用自動車の借入れ
契約である場合の使用に対して支払う金額が 1 万 5,800 円から 1 万 6,100 円
に、また、同号イ中の選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合の燃
料の代金を 7,560 円から 7,700 円に、第 5 条中においてはビラ 1 枚当たりの
作成単価を 7 円 51 銭から 7 円 73 銭に、第 6 条中においてポスターの 1 枚当たり
の作成単価を 5 2 5 円 6 銭から 5 4 1 円 3 1 銭に、ポスター掲示場の数を乗じて得
た金額に加える金額を 3 1 万 5 0 0 円から 3 1 万 6,250 円に、それぞれ金額の
引上げ等を改正するものでございます。

次に、議案第 4 6 号をお願いいたします。尾鷲市職員の育児休業等に関する条例
の一部改正についてにつきましては、4 ページ以降を御覧ください。

令和 4 年 1 0 月 1 日施行の地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、

第2条第3号中において、非常勤職員における育児休業の取得要件の緩和として、非常勤職員の子の出生の日から57日間の末日から6か月を経過する日までに、引き続き採用され、または更新の見込みがある場合は出生後57日間以内の育児休業を取得することが可能とすること、また、第2条の3、第3号中において非常勤職員が当該子の1歳到達日の翌日、5ページの第2条の4中では、当該子の1歳6か月到達日の翌日を育児休業の期間の初日として、非常勤職員の子が1歳到達日以降において、夫婦交代での取得や特別な事情がある場合の柔軟な取得が可能となり、また、育児休業を原則2回まで取得できるようになったことから、あらかじめ育児休業を2回取得する計画を申し出る必要がなくなったことに伴い、第3条第1項第5号を削除し、育児休業等計画書等の廃止をするほか、6ページの第11条第6号中において、職員において再度育児短時間勤務の申出の際に必要な育児休業等計画書を育児短時間勤務計画書に変更するなど、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援するための措置として条例の一部を改正するものでございます。

条例の一部改正につきましては、以上でございます。

それでは、次に、議案第47号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について説明をさせていただきます。

補正予算書の18、19ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

総務課に関する補正予算につきましては、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料126万5,000円で、人事管理経費の人事給与システム改修業務委託料22万円は、令和4年10月より会計年度職員の社会保険短期部分が、全国保険協会から共済保険に変更されることによるシステム改修費でございます。

総務一般管理経費の個人情報ファイル簿追加支援業務委託料104万5,000円は、個人情報保護法の改正により、令和5年4月から、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を検索することができるデータや、台帳等の個人情報ファイルに含まれる、個人情報に係る本人の数が1,000人以上のものなどは、個人情報のファイル簿の作成及び公表等が義務づけられることになり、現行の個人情報取扱業務ウェブ版システムを改修し、当市におけるファイル簿の作成及び公表等に対応するためのものでございます。

個人情報ファイルとは、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を容易に体系的に構成したもので、また、氏名、生年月日、その他の記述等により、特定の保有個人情報を容易に検索できるように体系的に構成するもので、データの

集合単位が想定される保有個人情報の集合物、例えば課税システムや住基を前提に利用されるものでございます。

次に、次ページの２０ページをお願いいたします。

３款民生費、２項児童福祉費、１目児童福祉総務費、補正額の財源内訳、国県支出金１０５万円と、２２ページを御覧ください。

４款衛生費、１項保健費、１目保健総務費、国県支出金２７２万１,０００円につきましては、２項清掃費、２目塵芥収集費で予算化した２トンパッカー車が本年度中に購入できなくなったことにより、国県支出金、電源立地地域対策交付金５７４万６,０００円のうち、保健師の人件費として財源更正するものでございます。

補正予算を含めて総務課に関する説明は以上でございます。

○村田委員長　ただいま総務課から、議案第４５号、議案第４６号及び議案第４７号の補正予算について説明がございました。この説明について、御意見、御質疑ございましたら、御発言願いたいと思います。

ありませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長　ないようでありますので、これで総務課の審査を終わります。

次に、報告事項１件をお願いいたします。

○竹平総務課長　報告事項１件させていただきたいと、よろしくをお願いいたします。

担当のほうから説明をさせていただきます。

○松永総務課長補佐兼係長　それでは、報告事項といたしまして、委員会資料にあります、定年延長制度の概要について御説明いたします。

委員会資料９ページ、１０ページを御覧ください。通知いたします。

こちらですけれども、国家公務員の定年引上げと同様に、令和５年４月１日に施行される地方公務員法の一部を改正する法律により、地方公務員においても、定年が６０歳から６５歳に引き上げられることになりました。本市におきましては、現在、条例改正に向けて精査を進めているところでありますので、今回は、地方公務員法の一部を改正する法律の概要について御説明させていただきます。

この法律の施行に伴い、現行と大きく変わる点が、主に五つございますので、変更点について、御説明させていただきます。

まず１点目ですか、令和５年度に６０歳になられる職員は６１歳、令和６年度に６０歳になられる職員は６２歳というように、令和５年４月から２年に１歳ずつ定

年が引き上げられ、令和9年度に60歳になられる職員から、定年年齢が65歳となります。なお、定年となる年は、資料10ページのとおりとなっておりますので、御覧ください。

次に、2点目を御説明させていただきます。

まず、60歳に達した管理監督職の職員は、管理監督職以外の官職に降任等をする管理監督職勤務上限年齢制が導入されます。

次に、3点目になります。

定年前の60歳以降の職員が、一旦退職した上で、短時間勤務に移行する、定年前再任用短時間勤務制度が導入されます。このことにより、定年を延長するか、一旦退職し、現行制度のように、短時間再任にするかを本人の意向により決めることが可能となっております。

次に、4点目になります。

定年延長をした場合において、60歳を超えた職員の給与水準は、当分の間、60歳時点の7割水準となります。

次に、5点目になります。

60歳以後、定年前に退職する職員であっても、定年退職と同様に、退職手当が算定されます。

以上で説明を終わらせていただきます。なお、現在、令和5年度からの施行に向けて精査を進めておりますので、また、条例等を整備し次第、議案として提案をさせていただきますと思います。

以上です。

○村田委員長 報告事項として、定年延長制度の概要について説明がありました。

特に、この点について御質疑ありましたら御発言願います。

○三鬼委員 給料等はよく分かったんですけど、最初のほうで説明の、今までの定年を迎えて、定年延長する場合の、もう一度役職等についての在り方について、もう少し分かりやすいように御説明ください。

○松永総務課長補佐兼係長 役職等につきましては、例えば尾鷲市、当市であれば、管理監督職、いわゆる管理職手当が支給されている職員につきましては、非管理職に降任をさせるような制度が、管理職監督職勤務上限年齢制というものが導入されることになっております。

○竹平総務課長 補足をさせていただきますと、6級職員においては5級になりますけれども、例えば5級職で退職になる場合については、これは降格ではござい

ませんので、5級職の7割水準のところに給料を置くような形でなるというふうに考えております。

○三鬼委員 給料の在り方については、大体分かったんですけど、課長として60歳を迎えるとして、その後は、課長職を続けられるのかどうかというと、そうじゃないわけでしょう。その辺、もうちょっと詳しく。

○竹平総務課長 課長職では当然なくなりますので、当然、現の課長である者、それと係長の職である者を当然補佐するような形での対応を取らなくてはならないというふうに考えております。

○三鬼委員 そういう事態が出てくると、経験的に、管理職を経験した人が、新たに課長になったりする人が出てくるというアンバランスというのかな。出てくるので、その辺も、仕事の在り方というのですか、きちんとした中でその制度だけじゃなしに、本市としては、どういった形の職員を目指してもらうかというのも含めて、事前からシミュレーションした中で、構築していただくようお願いしたいなと思うんですけど、その辺はどう。

○竹平総務課長 三鬼委員さんがおっしゃるように、ごもつものところで、やはりどういうふうな形でそういった職員の配置をするかということについて、やっぱり、今から、これから検討した中でやっていかなければならないというふうに考えております。

○西川委員 10ページなんですけど、これ、65歳までの職員がずっとここまで、65歳までおった場合に、新規に採用される方が減るんじゃないんですか。若返りがちょっと、そのこのところはどうなんかなと思ひまして。

○竹平総務課長 委員さんおっしゃるように、その辺につきましては、当然、退職者が全て、このような形で定年延長になるということになれば、当然採用者がゼロの年があるという形になります。ただし、本市としても、その年齢水準等を考えた中で、採用者ゼロをなくすような形で、最低でも1名は採るような形で構成を考えていかなければならないというふうに考えております。

○西川委員 その1名の方が途中で退職された場合は、その年度は新規の人はゼロということになりますよね。

○竹平総務課長 ですので、新規の方がゼロという年を作らないような形で、年齢構成をこれから考えていかなければならない、その辺が課題という話になります。

○村田委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 ないようでありますので、この報告事項の定年延長制度の概要についてを終わりたいと思います。

以上で、総務課の審査を終わります。

それでは、政策調整課の審査を始めたいと思います。

○三鬼政策調整課長 政策調整課です。よろしくお願いいたします。

では、議案第47号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決についてのうち、当課に係る分について説明いたします。

歳入について御説明します。

補正予算の14、15ページを御覧ください。通知いたします。

15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務費補助金2万5,000円の増額は、電源立地地域対策交付金（水力枠）の額確定による増額でございます。

ここで、その内容について、委員会資料に基づきまして、本交付金の充当事業について変更点を説明させていただきます。

委員会資料の1ページを御覧ください。通知いたします。

本交付金の充当事業につきましては、当初予算では、御覧の表にございますように、4款衛生費、ごみ収集車の備品購入費を予定しておりましたが、ごみ収集車の備品購入入札を実施した結果、車両の確保が困難との理由から応札がなく、年度内の執行が困難となりました。本交付金は、年度内執行が要件となっていることから、国、県との調整の結果、本年度においては、交付金の活用事業を御覧の表にございます福祉保健課の空調施設整備と、2段にわたりますが、保健師の人件費に充当することといたします。

以上が、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の充当先の変更の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○村田委員長 ただいま、議案47号について説明がございました。これについて、御質疑ございますか。

○三鬼委員 福祉保健課の空調施設というのは、建物については、どこのことになるんですか、これまでコロナの関係等々含めて、これ、やってこなかったのですか。併せて、追加して修理したいとか何かということで、もう少しその辺詳しく。

○三鬼政策調整課長 当初予算では、充当先はごみ収集車のみでございましたが、

交付金を有効に全て活用するために、２番目の候補として聖光園の空調機の交付事業もエントリーをしておりました。それにつきましては、基本的には年次計画で行っております各室のエアコン整備に充てるために予定していたものでございますので、年度計画で５０部屋全てする中の空調の対象事業でございます。

○三鬼委員 分かりました。聖光園、順次、空調を整備する中での予算的な確保ができたので、これを流用したいということで、年次計画に沿ってするもので、突発的なものではないということですね。

○村田委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長 ないようでありますので、議案についての審査を終わりますが、報告事項２件、報告をしていただきたいと思います。

○三鬼政策調整課長 それでは、お時間をいただきまして、その他の報告事項２件、御説明申し上げます。

まずは１点目は、資料に基づいて御説明をさせていただきます。

委員会資料の２ページを御覧ください。通知いたします。

資料２、「異業種交流」による地域課題解決について御報告いたします。今回報告いたします事業の背景としましては、本年４月、尾鷲市とＮＴＴ西日本三重支店、特定非営利活動法人おわせ暮らしサポートセンターの三者が、尾鷲市における地域課題の創出と地域経済の発展等に関する連携協定を締結いたしております。

本事業の目的としましては、参加者が尾鷲市の地域課題に取り組み、ふだん違った分野の仕事で活躍している方々の視点から地域課題の解決方法を探り、また、参加者は幅広いテーマについて、自信や同じグループメンバーの意見を交えて議論することで、地域課題の解決に取り組むとともに、自身のイノベーションにもつなげるものでございます。

参加者は、組織改革ができる人材を育成したい企業や団体、地域創生に注力している、または今後していきたい企業や団体、ＮＴＴ西日本グループ社員等が参加する予定でございます。

参加人数は、現時点では１０名から１５名程度、２から３のグループに分かれて、１グループ当たり４から５名を予定しておるそうです。

テーマは現在、農業、水産業、林業、カーボンニュートラル、関係人口、観光、この六つのテーマから検討することとしてございます。

事業内容は、一次産業の活性化や地域活性化といった六つのテーマの中から、参加者の意思で自身のグループが取り組む内容を選定し、現地、尾鷲市での視察や聞き取りを経て、現在ある地域の課題に対してどのように取り組むことができ、問題の解決に対して、提案をまとめるものでございます。

期間は、本年１２月から翌年２月までの間で予定をしております。

資料２の報告は以上でございます。

○村田委員長　次、行ってください。

○三鬼政策調整課長　続きまして、資料はないのですが、説明だけさせていただきます。

続きまして、昨年度に策定いたしました尾鷲市地域公共交通計画について、その進捗を報告させていただきます。

本計画は、高齢化が進む中、ふれあいバスをはじめとする地域の公共交通について、持続可能な体系の構築を目指して、昨年度策定を行いました。

その検討課題の一つに、現在、九鬼・早田地区、北輪内地区、南輪内地区について、ふれあいバス、ハラソ線と八鬼山線の２路線で運行を行っておりますが、当計画では、この２路線を３路線にすることを含め、公共交通ネットワーク形成の基本方針に位置づけておくことは、従前から御説明しているとおりでございます。

この方針は、本年５月開催の尾鷲市地域公共交通活性化協議会においても確認されており、高齢化が著しく進む地域において、３路線化を検討していくに当たり、地域の皆様の声を聞くため、地区に出向きたいと考えております。

このお知らせは、７月１２日開催の行政常任委員会にて同様の報告をさせていただきましたが、その後、新型コロナウイルスが感染拡大したため、地区へ出向く日程を延期しておりまして、今後、その日程を再度地区と相談の上、開催したいと考えております。

その後、行政常任委員会を開催していただいた際に報告をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

報告は以上でございます。

○村田委員長　政策調整課に係る報告事項２件、報告をしていただきましたけれども、これについて御意見ありますか。

○三鬼委員　はじめのほうの報告なんですけど、異業種交流ということで、これは市としては、事務局みたいな担当をするわけですか。それとも、県なんかだとＩＴとかそういうのを含めて、今の公務員の形の中ではおっつかないということで、

別途、民間人を採用して、県の政策的なものに結びつけておるんですけど、せっかく異業種というんか、組織変革ができる人材育成ってなっておるので、積極的に将来こういった担当できるような職員を同じような形で、参加させるべきだと思うんですけど。

これは政策調整課というよりも市長がどうされるかどうかだと思うんですけど、そういったお考えはないんですか。ただ、事務的にこういった事業をするというだけですか、どうなんですか。

○加藤市長　委員おっしゃっていますように、今回のこのテーマ、六つのテーマを検討しているわけなんですね。その中で当然それぞれの担当部門というのが入りますよ。

だから、私もこの前一般質問であれしましたように農業に関する話とか、あるいは水産、それぞれやっぱり水産農林課のスタッフが、必ずつくという形で進めていきます。

これ、せんだって、この主催者であるN T T西日本の三重支店長と、今回やっていただく話について、2人で話をさせていただいたんですけども、そういう形で市のこういう地域創生に関わる問題で、私が申したのは、やっぱり現場の人間も、現場というか我々のスタッフの人間も、当然つかなきゃ、その実態は分かりませんから。

彼らに、これはちょっとあれなんですけど、トップに、支店長に申し上げたのは、大体この尾鷲の状況というのは、総論は結構ですと。あとその総論に基づいた形で各論で、どうやって具体的な策を講じながら、課題を解決していくか、その辺に注視しながら、ぜひお願いしたいということは、きつくお願いを申し上げましたので、委員おっしゃるようなそういう形の中で、今回特にこういうことでございますので、我々も現場の担当のスタッフを必ずつけながら、一緒になって勉強してやっていきたい、このように考えております。

○三鬼委員　市長がそういう取組は分かるんですけど、我々、人口も減っている小さな自治体ですけど、自治体運営していく中で、公務員の多様性というのは問われてくると思うんですね。

そういった中では、ちょっと公務員としては不慣れな、マネジメントができるような職員を育てる。簡単な言い方をすれば、市長がこういうことをするから、これを勉強してきじゃなしに、市長に対して、市長が言いましたけど、これはこうこうで、公立がこうですとか、組織をこうしていきますというぐらいを言い返せるとい

う職員をこれからどんどん増やしてかな、今あるパイの中で、そういうのは育てていかなくてはいけないのではないかと私は個人的、長年議員やっておって思うので、その辺の考え方はどうですか。

○加藤市長 委員のおっしゃるとおりですね。ですから、特に一般職については、要するにマネジメントということをきちんとやっていかなきゃならない、これは当然だと思います。

あとは専門職になったら、スペシャリティー、こういう話、一方ではマネジメントできるような、基本的にはそういう方針の中で人材というものは私は育成すべきであるし、こうしていかなきゃならないという思いは、常に総務のほうに申し上げておりますので。その辺のところはきちんとおっしゃるような形でやっていきたいと思っております。

○三鬼委員 職員の皆さん、私、事務的な仕事については、本当に敬意を示すぐらい、私どもが気づかないようなことでも正確に文章化したり、スキームというか流れを作ったりとかするのはすごいと思うんですけど、これからはそれによって、どれぐらい市民に幸福感が伝わるのであるとか、財政につながるのであるとか、そういうのを合わせたような事務能力というのは必要ではないかなと思うので、ぜひお願いしたいなと思う。

○中村委員 この参加人数、10から15人って書かれているんですけども、これについては募集をされるんですか。この参加者って書いてあるんですけども、この企業や団体からのもう参加者が決まっているんですか。

○三鬼政策調整課長 今回、NTT西日本三重支店様からの御提案でございまして、主にそこに記載がございましたように、NTT様のグループ会社も含めて、今回この地域課題に向き合うような、こういう職員をこのグループ内で募って参加をさせていただきたいという申出を受けておりますので、基本的にはNTT西日本三重支店の関係グループ各社等の社員が参加されるというふうに聞いております。

○中村委員 今、三鬼委員が言われていた、このNTTの関係グループが15人参加して話していただく中に、市職が入るんやったら、担当課だけではなく、庁内で、これに参加する方いませんかという募集というのはされないんですか。

○三鬼政策調整課長 今回NTTが協定に基づいて御提案されたのは、大きく一次産業の活性化という観点と地域活性化という観点がございます。

先ほど六つテーマをお示しいたしましたが、例えば、農林水産業でしたら、担い手の不足をどう解消するのか、販路拡大、新商品の開発等について、どのような視

点で、こういう参加者からの意見を聞いた上で、日頃その業務に当たっている担当課職員のアイデアをどういうふうに変えていくのか、加えていくのかという視点も含めて、市長も申し上げたように、職員の参画というのを示しております。

ですので、今回まだ詳細につきましては、今後１２月から始まる事業ですので、現在はまだテーマをどこに定めるかというところのテーマ出しの段階でございますので、そこに参画する職員によって、こういう市の関わりが望ましいというようなリクエストがございましたら、それに応じた形で協議をしていきたいと思っておりますので、現時点でまだ職員から公募するかどうかというところまでは決まっておりません。

- 中村委員　ぜひ公募していただきたいと思うんですよ。まちづくり協議会も一緒なんですけれども、こういう外部との交流、異業種間交流のときに、今三鬼委員も言われたように、自主的に、業務じゃなくて、自分のスキルアップのために、こういうところで、ぜひ意見を聞きたいという職員を今後増やしていただきたいと思うんですよ。

業務やからしゃあなしに行くんじゃないで、今後のために参加したいという方がおられると思いますので、まちづくり協議会やこの異業種間交流というところに、市が参加される場合、必ず庁内で募集を行っていただいて、応募していただいた方には必ず参画していただくというようなシステムを取っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

- 下村副市長　今年度に入りまして、商工会議所の青年部の方と、ある程度年齢の近寄った市の職員、４０代、３０代の職員を中心に、青年部の方との交流、勉強会等を開催させていただいております。

- 中村委員　いやいや、そういう決まったところとの交流会も結構ですけども、ＮＴＴとか、よそから来るコンサルというのは、本当に、専門でプロが来られるので、そういうところで交流していくというのは、この自治体の中の交流じゃなくなるので、ぜひ、庁内で募集をされて参画させていっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

- 三鬼政策調整課長　今回、三重支店様からの御提案は、私は単発で終わるものではなく、継続される意思があつての御提案だと思っております。その中で担当課を通じて、そのテーマに応じて、積極的に参加される職員ももちろん希望するところですし、今後、いわゆる研修を作り上げていく中で、その辺は十分に話し合って、そういうことも含めて、可能かどうかも含めて考えていきたいと思っています。

○中村委員　　いやいや、そんなんを別に、今から考えやんでも、募集するかせえへんかって簡単な話じゃないですか。募集してみるということが大事だと思うんですよ。内部で考えるじゃなくて、庁内で全然違う部署からやってみたいという方が出てくるかもしれんから、なんせやってみてください。

　　以上です。

○村田委員長　　ということでありますので、どうぞ担当、よろしくお願いいたします。

○仲委員　　異業種交流による地域課題解決についてという題名なんですけど、もともとはこの西日本のNTTが、尾鷲市における地域活力の創出と、地域経済の発展に寄与したいというような触れ込みで申入れがあったということで受け止めていればよろしいですか。

○三鬼政策調整課長　　そのとおりでございます。NTT西日本は、新しい働き方を社を挙げて検討していく中で、自分たちの仕事と地域課題を併せて、働き方改革の柱にできないかということで、こういう取組をされているというふうに聞いております。

○仲委員　　期間が3か月程度というふうに予定はされておるんですけど、西日本の社員が、10名来るか、15名かちょっと分からんですけど。市内に3か月滞在して、現地調査とともに、グループメンバーと協議をすると、1点は見えて、これ、3か月なんですけど、単年度で終わるといようなことなのでしょうか。そこら、よろしく。

○三鬼政策調整課長　　ちょっと説明をさせていただきます。3か月間にわたってするのですが、こちらに出向いていただくのは、そのうちの例えば2泊3日とか、そういう何日間かを、こちらで実際に、いわゆる地域の方々にお話を聞いたり、接する期間と、それを材料に、ウェブでいろんな会議をしたりしながら、もちろんグループ会社の方も、現在その職をお持ちの方が多くございますので、集中的にこちらに関わるときと、その集中と集中の間で、ウェブ会議で話を進めていく期間も合わせて、構築されるというふうに聞いておりますので、それも含めて、現在どういう組立てにするかは、テーマをまず決めて、それに合ったスケジュールを組みたいというふうにお聞きしておりますので、また、追って報告をさせていただきたいと思います。

○仲委員　　今回、一般質問について農業関係の耕作放棄地について私、一般質問をさせてもらったんですけど、六つのテーマの中に、農業とか林業とかカーボンニ

ュートラルが入っている。市長の希望としましては、この六つのテーマで、本音としては、これをお願いしたいなという気持ちはありますか。

○加藤市長　それは、さっき三鬼委員の御質問に対してお答えしましたように、三重支店長と、この件についてお話ししましたんですね。今現状、尾鷲の課題って何なのかというところから含めて、でも、課題は分かっているんだと。それを解決する手法等々の要するに業種の方々と話をすることによって、新たなものが生まれてくるんじゃないかと。

それで、特に私は、今、農業に対しても、こういう問題もありますという話はきちんとしております。

ですから、この前の一般質問じゃないんですけど、私は今、農業に対していろいろお話ししましたように、ミカン農園からむかい農園とか、あるいは三木里のやきやまふぁーむとか、いろんな形で、どんどんどんどん立ち上がってきていますので、非常にスタートしたラインですので、これにやっぱり皆さん、協力していただいて御意見をいただくようなという話については、三重支店長のほうに、私はお伝えしております。

○村田委員長　よろしいですか。

○三鬼委員　すみません、先ほど質問しておきながらあれなんですけど、背景、一番この資料の背景という中に、尾鷲市とN T T西日本、おわせ暮らしサポートセンターとなっておりますので、市のほうが会議をコーディネートしたりとか、そんなじゃなくて、市もきっちり、例えばおわせ暮らしサポートの人に引き継いでやってもらうとかって、そういうのじゃなしに、今中村委員も言われておりましたように、やっぱりこの中で、人材を育てるということ、3か月ぐらいですから、事業にどう結びつくということは難しいと思うんですけど、その切り口を見つけられるというか、それを積極的にやれる職員が育つような、せっかくのこの異業種、こういった交流を、民間との交流が持てるわけですから、今の尾鷲市で市長も分かっておると思うんですけど、今の尾鷲市やっておるんやけれども、一步でも脱皮できるような取組ができるような、せっかくのこの機会ですので、お願いしたいなと思います。

○加藤市長　異業種間のいろんなこういう関係を持つというのは非常に重要だと私はもう常日頃から思っています。だから、先ほど副市長が申し上げましたように、やはり井の中のカワズみたいに、市役所だけの関係だけじゃなしに、例えば尾鷲市内であれば、先ほど申しましたように、若い人材が、商工会議所の青年部の人たち

といろんな交流を持ちながら、いろんな課題を解決したり、前向きに検討したりするということはやっていて、その一環として、先ほど、政策調整課長のほうからも申し上げましたように、やはり一つの切り口なのですね。

ただ、正直言って、農業に関してこういう問題について、やはり農業のスタッフ自体が、あまり業種間の交流というのはしていない。水産でもそうであると。だから、非常にこれはいい機会だと思って、担当が中心になろうと思うんですけれども、公募云々の話もありますけれども、まずやっぱり担当が中心であろうなど。公募については、今後検討していかなきゃならないと思っていますし。

そういうことも含めて、三鬼委員がおっしゃっていますように、異業種間交流というような形の中で、やっぱり幅広く、職員をいろんな形の中に参加させていきながら、教養等々を深めていきたい、このように考えております。

○村田委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 ないようでありますので、これで政策調整課の審査を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時47分)

(再開 午前10時57分)

○村田委員長 再開いたします。

それでは次に、会計課の審査に入りたいと思います。

○三鬼会計管理者兼課長 会計課です。よろしくお願いいたします。

議案第47号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算(第6号)の議決についてのうち、当課は歳入のみの補正予算となります。

補正予算書の14、15ページを御覧ください。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正前の額1,000円。今回の補正額を3億3,912万1,000円とし、計3億3,912万2,000円とするものであります。

決算書の363ページを御覧ください。

一般会計の実質収支に関する調書の区分5の記載の実質収支額3億3,912万2,988円を前年度繰越金として補正するものであります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○村田委員長 会計課に係る議案第47号のうちの説明が終わりました。

これについて、御質疑、御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 ないようでありますので、これで会計課の審査を終わります。御苦勞さんでした。

それでは、市民サービス課の審査に入ります。

説明をお願いいたします。

○湯浅市民サービス課長 おはようございます。市民サービス課です。よろしく
お願いいたします。

それでは、議案第47号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決
についてのうち、市民サービス課に係るものにつきまして、御説明申し上げます。

令和4年度尾鷲市一般会計補正予算書（第6号）及び予算説明書の12ページ、
13ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、補正額929万
7,000円を増額し、3億1,047万2,000円とするものでございます。

社会保障・税番号制度システム整備費補助金929万7,000円を増額でござ
います。詳細につきましては、後ほど歳出にて御説明申し上げます。

続きまして、歳出でございます。

18ページ、19ページを御覧ください。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費は、補正額92
9万8,000円を増額し、6,923万9,000円とするものでございます。戸
籍システム改修業務委託料で委員会資料の資料1ページを御覧ください。

戸籍システム改修業務委託料につきましては、事業の目的としまして、現在の戸
籍情報は、本籍地の市町村でしか閲覧、発行ができませんでしたが、全国の市町村
において、戸籍情報連携システムを採用し、本籍地以外のどの市町村においても閲
覧、発行ができるように、既存の戸籍システムを改修するものでございます。

事業費につきましては、929万8,000円で、国からの補助金といたしまし
て、社会保障・税番号制度システム整備補助金929万7,000円となっております。

続きまして、予算書7ページを御覧ください。

債務負担行為補正でございます。

市民サービス課に係るものとしたしましては、1項目めの尾鷲市斎場指定管理料

で、平成30年度から令和4年度までの5年間の指定期間が満了となることから、新たに期間を令和5年度から9年度までの5年間、限度額8,153万9,000円を計上するものでございます。

委員会資料の2ページを御覧ください。

初めに、指定管理者の公募についてでございますが、本定例会におきまして、債務負担行為を御承認いただいた後の9月下旬から10月上旬には尾鷲市のホームページにより、公募を行ってまいりたいと考えております。

公募後、募集要項や仕様書等に関する質問の受付期間を設け、10月中旬には説明会を開催する予定でございます。その後、説明会に参加いただきました事業者に対しまして、質問に対する回答書を電子メール等により回答いたします。

申請書類の受付につきましては、10月下旬とし、同時期に指定管理者選定のためのプレゼンテーションの開催を予定しております。11月上旬には指定管理者選考委員会により、指定管理者候補団体の選定を行い、仮協定を締結し、第4回定例会におきまして、尾鷲市斎場の指定管理者の指定についての議案を御提出させていただきたいと考えております。

議案第47号についての説明は以上でございます。

○村田委員長 続いてやってください。

○湯浅市民サービス課長 それでは、続きまして、議案第48号、令和4年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決につきまして、予算書並びに委員会資料に基づき、御説明申し上げます。

それでは、予算書の31ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,651万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億7,860万4,000円とするものでございます。

続きまして、第2項、第1表歳入歳出予算補正の内容について御説明申し上げます。

38ページ、39ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、補正額1,651万7,000円を追加し、1,651万8,000円とするものでございます。前年度の繰越金でございます。内容の主なものは、国保税収入済額が予算額を上回ったことなどによるものです。

続きまして、歳出でございます。

次のページを御覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は、補正額 2 9 万 7, 0 0 0 円を追加し、4, 7 8 0 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。内容につきましては、1 2 節委託料で、L G B T への配慮に基づく法改正により、一部様式から性別欄を削除するシステム改修業務委託料で、全額特別交付金の対象となっております。

6 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目財政調整基金積立金は、補正額 1, 3 4 1 万 4, 0 0 0 円を追加し、1, 3 4 1 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。歳入歳出の差額分 1, 3 4 1 万 4, 0 0 0 円を積み立てるものでございます。

では、委員会資料の 3 ページを御覧ください。

今回の補正での、国保財政調整基金の積立金が 1, 3 4 1 万 4, 0 0 0 円となり、国保財政調整基金の令和 4 年度末残高は、2 億 1 3 4 万 2, 0 0 0 円となる見込みでございます。

予算書にお戻りいただき、4 0 ページ、4 1 ページを御覧ください。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目保険給付費等交付金償還金は、補正額 4 5 万 6, 0 0 0 円を追加し、6 6 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。前年度の保険給付費等の支出が想定よりも低かったことに伴う普通交付金償還金等でございます。

続きまして、2 項繰出金、1 目一般会計繰出金は、補正額 2 3 5 万円を追加し、2 3 5 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。前年度一般会計から繰り出しのあった繰入金の精算に係る一般会計への繰出金返還金でございます。

議案第 4 8 号についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第 4 9 号、令和 4 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の議決につきまして、予算書に基づき、御説明申し上げます。

予算書の 4 3 ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第 1 条第 1 項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5 6 9 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 7, 2 7 5 万円とするものでございます。

続きまして、第 2 項、第 1 表歳入歳出予算補正の内容について御説明申し上げます。

5 0 ページ、5 1 ページを御覧ください。

歳入でございます。

3 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金は、補正額 5 6 9 万 3, 0 0 0 円を追加し、5 6 9 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。前年度繰越金でございます。

続きまして、歳出でございます。

次のページを御覧ください。

2 款広域連合負担金につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○仲税務課長 5 2 ページ上段を御覧ください。

2 款 1 項 1 目広域連合負担金、1 8 節保険料等負担金 5 5 0 万 6, 0 0 0 円につきましては、令和 3 年度分の後期高齢者医療保険料の出納閉鎖期間中の収入、つまり、令和 4 年 4 月、5 月分の徴収額の確定に伴い、三重県後期高齢者医療広域連合に対する負担金について、本年度支出として補正計上するものであります。

ちなみに、今回補正計上させていただきました三重県後期高齢者医療広域連合への負担金につきましては、令和 3 年度分の保険料のうち、令和 4 年の 4 月、5 月に入ってきた保険料額に相当する広域連合への負担金について、その請求が当該年度の出納閉鎖後、つまり、翌年度の 6 月以降に行われますので、例年、新年度予算としての対応を取っておりますことから、今回も同様に、年度途中における補正予算として計上させていただいておりますので、御理解を賜りたいと思います。

説明を市民サービス課に戻します。

○湯浅市民サービス課長 それでは、引き続きまして、3 款諸支出金、2 項繰出金、1 目一般会計繰出金は、補正額 1 8 万 7, 0 0 0 円を追加し、1 8 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。前年度一般会計から繰出しのあった繰入金の精算に係る一般会計への繰出金でございます。

議案第 4 9 号についての説明は以上でございます。

○村田委員長 議案第 4 7 号、議案第 4 8 号、議案第 4 9 号の中での市民サービス課に係る説明でございましたけれども、この説明について、御質疑、御意見ございましたら御発言願いたいと思います。

○南委員 議案第 4 7 号の、先ほど説明受けたんですけど、債務負担行為補正の件について、5 年間の債務負担行為補正で、8, 1 5 3 万 9, 0 0 0 円が計上されておるんですけども、5 年で割ると、年間約 1, 6 3 0 万ということで、この年の内訳について、1, 6 3 0 万の内訳について、御説明をお願いいたします。

○塩崎市民サービス課係長 内訳につきましては、普通作業員、軽作業員等の直接人件費であったり、あとは直接物件費ですので、燃料費であったり消耗品であったり、事務所費であったり、それ以外に直接経費があつて、それから、通信運搬費、

委託料、これは例えば電力のデマンド監視業務であったり、そういった業務がございます。内訳は様々ですが、金額はちょっとそれぞれ割愛させていただくんですけど、そういった内訳になります。

○南委員 いろいろな人件費なり光熱費なり分かるんですけれども、できたらその細かい予算的な内訳も教えていただいたら幸いなんですけど。

○村田委員長 できますか。分かります。

○湯浅市民サービス課長 積算したやつがありますので、また、タブレットのほうで流させていただくので、御了解はいただけないでしょうか。

○村田委員長 南委員、どうですか。

○南委員 できたら、今定例会の委員会がありますので、できたら、また後ほどでも、見て説明をしていただいたらと思うんですけど。

○村田委員長 課長、後ほど、本日、この補正予算については、審議1日かかりますので、その間にお分かりでありましたら報告を再度願いたいということです。今分かります。

○湯浅市民サービス課長 それでは、一つ一つ項目、説明させていただいていいですかね。はい、いいですか。

○村田委員長 一覧表あります。それをコピーする間に、ほかの件でありましたら。

○三鬼委員 議案第49号でさっき、税務課長が説明されたんですけど、できたら、負担金につきまして、令和3年度と令和2年度に対して3年度は、どういう多くなったのかどうかということを含めて、その辺の説明を願いたいんですが。どうなんです。年額が、多分、負担額も増えてきよると思うんですけど、これ、全体の金額については、広域で分かるんですけど、市の負担額としては、どうなのかというのは、2年比に比べてどうなのかと御説明ください。

○仲税務課長 この負担金につきましては、後期高齢者医療保険料の保険料そのものの額になります。令和2年度と3年度と比較しますと、保険者数が若干増えたということで、保険料のほうも増えております。したがって、負担金のほうもそれに応じて増えておるようなところでございます。

○三鬼委員 増えておると思ったもので、その金額を教えてもらうように今質問したんですけれども。

○村田委員長 課長、分かりますか。

○仲税務課長 お待たせしました。令和2年度の現年度の後期高齢者保険料が2

億 1,384 万 2,016 円に対し、令和 3 年度の現年度後期高齢者保険料が 2 億 1,733 万 1,544 円。差額としましては、348 万 9,528 円の増ということになっています。

○村田委員長 よろしいでしょうか。

他にございませんか。

○仲委員 予算書 19 ページの戸籍住民基本台帳経費の委託料の件でちょっと確認をしたいんですけど、ただいまの説明では、閲覧と発行ができるようになるということで、市外に住んでいる方はこれまでは郵便で戸籍を請求、多分しておったと思うんですけど、画期的なことだと思うんですけど、いわゆる戸籍謄本、抄本、戸籍関係は全て市外の窓口で、市外の市町村の窓口で発行できるということで理解してよろしいですか。

○湯浅市民サービス課長 すみません、私、先ほど言い忘れたと思うんですけども、施行は令和 6 年の 3 月以降になります。ただ、システムがもう早急に準備して、5 月から行政関係内部の使用というのはできるようになるんですけども、一般の方々が使えるようになるのは、令和 6 年 3 月以降、それが前倒しになるかもしれないという話は聞いているんですけど、すぐしたからといって、一般の方が使えるのはまだもう少し先になるという。

○仲委員 いわゆる令和 6 年 3 月以降、言うたら 4 月 1 日から全国の市町村の窓口で、誰でもが戸籍の謄本、抄本関係を入手できるということによろしいですね。

○湯浅市民サービス課長 そのとおりで。

○濱中副委員長 今のにちょっと追加で質問なんですけれども、戸籍と言われる中で、住民票であるとか、印鑑証明であるとかそういったものが、この先どうなるのかというのが、分かっている範囲で結構ですし、あと、全国で誰でもというふうになると、ほかの人のものを取る場合の、そういった手続とか、そういったことに関しても分かり次第、その住民の方が使うときまでには、一覧で示していただけるようお願いしたいなと思うんですけど。

○湯浅市民サービス課長 先ほど私、説明させていただいたように、戸籍に関してなんですけれども、戸籍の令和 5 年度からの行政の内部で使用できるという部分については、テストであったり、あとそういう不備がないか、そういうところのチェック期間という意味も込められていると思うんです。

そういうことも今後想定して、いろいろ国からのほうの通達であったりとか、そういうのはどんどん出てくると思うんですけども、基本的にはやっぱり重要な個

人情報なので、我々も取扱いというのは十分注意していかなければ、いろんな問題が起こってくるんじゃないかなというふうには考えておりますので、そこはしっかりやっていきたいなと思っています。

○濱中副委員長　これ、ちょっと市長にお願いというかお伺いなんですけれども、ほかの自治体では、もう住民票がコンビニで取れるということが当たり前になってきておる、そういった流れもありますので、こういったシステムができる上で、尾鷲市が国がそこまで及ばないならば、尾鷲市独自でそういったことも考えていくようなお考えはないかということをお聞きしたいんですけど。

○加藤市長　たしか2年ぐらい前ですかね。コンビニでも印鑑証明とかあるいは住民票が取得できるというような、そういうあれの中で、当時は記憶によりますと、結構なやっぱり事務手数料等々で、かなりのあれであるということで、尾鷲市は見送りますという発言をした記憶はあります。

しかし、そういう住民サービスについては当然考えていかなきゃならないんですけれども、ただ、それを今の場合には、コンビニエンスストアというのは旧尾鷲町内はあるんですけれども、ほかの周辺地区にはないんですよ。ちょっとこれは紀北町とは一緒にはできないとは私は思っています。

その辺のところも十分認識しながら、どういう住民サービスができるのか。そのために我々としては、コミセンを充実させるという意味があるんですけれども、一応、そういう市民サービスのためのそういう検討材料として、お受けさせていただきたいと思っております。

○濱中副委員長　もちろん周辺地域での取得ということ、それはコミセンでやっていただくんですけれども、私がお願いしたいなと思うのは、例えば、尾鷲市の場合、三重県庁で用事をしに行ったり、市外へ出て用事をしに行ったときに、取り忘れば本人の責任ですけれども、行った先で住民票が要というようなときに、一々市内まで戻るということになるんですよ。市外でそういった行政手続をする場合に、どこの町へ行っても、例えば県外へ出てでも、そこで取得ができる形ができるのが、利便性の向上かなというふうには思いましたので、そういったあたりのケースも考慮していただければと思いますので、よろしくお願いします。

○加藤市長　おっしゃっている意味は非常に理解できるんですけれども、これもまた県との調整で、例えば具体例についてどう改善していくべきなのかということの一つの御提案の一つとして、今後はそういう話があるから県としてはどうすんのか、やっぱり県全体でそういう取組というのはやりませんかという御提案はできる

と思います。

以上でございます。

○中村委員 コンビニも非常に大事だと思うんですけども、郵便局との提携も考えていただきたいなと。旧町内以外で、郵便局は結構充実していて、コンビニは確かにないんですけども、全国的にも郵便局ありますし、もし、どちらか、事務手数料ももちろんかかると思うんですけども、利便性ということをやっぱり考えていっていただかな、今後ずっと、支所があるかどうかというのもまた問題になってくると思うので、ぜひ考えていただきたいと思います。

○村田委員長 市長、今の意見。

○加藤市長 最初に申し上げました濱中副委員長のお話の中で、当初のコンビニに対する取組ということについても、先ほど申し上げました。当然郵便局と、いろいろとそういう機関がある中で、どうあるべきかということについては、一応どうなのかというような話の中で、話し合いは十分できると思います。ですけども、そこに対するやっぱりシステム料のあれとかいろんな問題が絡んできますので。

ただ、現在コミセンは、ずっと継続しているんですから、継続している中で私は十分達せられるんじゃないかな、その件については、達せられるんじゃないかなと。もしなくなった場合のことを考えて、なくなったらやっぱり考えなきゃならないでしょうねというのが、私はそういうふうに思いますけど。

○三鬼委員 セキュリティーの面で1点お伺いしたいんですけど、本市が決める、これを取れる条件という、セキュリティを決めるわけで、これは全国の市町の役場で取っても、尾鷲のセキュリティの判断なのか。どうなの、これ、共通なのか。地方自治法で決められるものでは、ちょっと犯罪とか絡むようなことになるかと地方自治法じゃないと思うんですけど、その辺の共通というのは、先ほど県との調整とかいろいろあって言っていましたけど、その辺はどうなんですか。今、現時点での検討としては。

○湯浅市民サービス課長 恐らく一元化になると思いますので、その市町の市長名で出すことになると思いますので、判断は国が下ろしてくるセキュリティの部分の通達になると思うんですけども、一元化なので、その市町の責任で出すということになると思います。

○三鬼委員 分かりました。今、調整期間があるとか云々の中では、やっぱり、そういったことを含めて、全国一律のセキュリティ関係とか、そういった一律の決めができるであろうという理解をしたらいいいわけやね。

○湯浅市民サービス課長　そのとおりでございます。

○村田委員長　よろしいですか。

他にございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長　それでは、先ほど南委員からの資料の提出でございますけれども、今日のこの委員会中に、後ほど提出をしていただければ結構ですので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、市民サービス課、これで審査を終わりたいと思いますけれども、特にこの市民サービス課で、その他の項で何か御意見がありましたら。

○湯浅市民サービス課長　すみません、口頭で申し訳ないんですけれども、先日6月議会にも御報告申し上げたんですけれども、コロナによる傷病手当金の期間なんですけれども、先日、9月30日まで延長されまして、3か月間延長されたということなんですけれども、国から通達がございまして、今度12月いっぱいまで、また、3か月延びることになりましたので、御報告申し上げます。

以上です。

○村田委員長　ということでございますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

よろしいか。皆さん。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長　それでは、市民サービス課の審査を終わります。

よろしいですか。

それでは、福祉保健課に係る、議案47号と報告事項について説明を求めます。

○山口福祉保健課長　福祉保健課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第47号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決についてのうち、福祉保健課に関する予算について、予算書に基づき御説明いたします。

なお、3款民生費、2項児童福祉費の中で、プライバシーに関わる内容の補正がございまして、何とぞ御留意いただきますようお願いいたします。

まず、歳入から御説明いたします。

予算書の12、13ページを御覧ください。通知いたします。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金430万円の増額は、1節社会福祉費負担金145万9,000円の増額で、特別障害者手当等給付費負

担金前年度精算金 6 万 1,000 円の増額及び障害者自立支援給付費等国庫負担金前年度精算金 139 万 8,000 円の増額で、いずれも実績に基づく追加交付でございます。

次に、2 節児童福祉費負担金 206 万 4,000 円の増額は、母子生活支援施設入所措置費負担金 163 万 5,000 円の増額及び児童扶養手当負担金前年度精算金 8 万 4,000 円、児童保護措置費負担金前年度精算金 34 万 5,000 円の増額は、実績に基づく追加交付でございます。

次に、3 節生活保護費負担金 77 万 7,000 円の増額は、介護扶助費等国庫負担金の前年度精算金で、実績に基づく追加交付でございます。

次に、2 目衛生費国庫負担金 15 万 4,000 円の増額は、1 節保健費負担金 15 万 4,000 円の増額で、未熟児養育医療費等国庫負担金の前年度精算金 15 万 4,000 円の増額は、実績に基づく追加交付でございます。

次に、15 款県支出金、1 項県負担金、2 目民生費県負担金 95 万円の増額は、2 節児童福祉負担金 95 万円の増額で、母子生活支援施設入所措置費負担金 81 万 8,000 円の増額及び児童保護措置費負担金の前年度精算金 13 万 2,000 円の増額は、実績に基づく追加交付でございます。

次に、3 目衛生費県負担金 7 万 7,000 円の増額は、1 節保健費負担金 7 万 7,000 円の増額で、養育医療給付事業等負担金の前年度精算金 7 万 7,000 円の増額は、実績に基づく追加交付でございます。

次ページを御覧ください。

次に、3 項委託金、6 目民生費委託金 6 万 8,000 円の増額は、1 節社会福祉費委託金 6 万 8,000 円の増額で、三重県社会福祉関係統計調査費交付金 6 万 8,000 円の増額は、国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所管事務に関する基礎資料を得ることなどを目的とした調査で、本年 6 月に三重県より尾鷲市が調査対象地区となった通知があり、調査に係る交付金が交付されることから増額するものでございます。

次に、歳出でございます。

18、19 ページを御覧ください。通知いたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 6 万 8,000 円の増額は、細目社会福祉一般総務費 6 万 8,000 円の増額で、歳入で御説明した三重県社会福祉関係統計調査に係る調査員 1 名分の報酬 6 万 5,000 円、その他調査に係る消耗品費 2,000 円、通信運搬費 1,000 円の増額でございます。

次に、３目自立支援給付事業５７９万４，０００円の増額は、細目介護給付・訓練給付費５７９万４，０００円の増額で、償還金、利子及び割引料５７９万４，０００円につきましては、介護給付訓練給付費に係る国庫負担金等前年度精算金でございます。

次ページを御覧ください。

次に、４目老人福祉費３２万円の増額は、細目在宅援護事業３２万円の増額で、償還金、利子及び割引料３２万円の増額は、在宅援護事業に係る国庫負担金等前年度精算金でございます。

次に、７目介護保険費１，２６９万円の増額は、細目地域支援事業（総合事業）１，２６９万円の増額で、償還金、利子及び割引料１，２６９万円につきましては、地域支援事業（総合事業）に係る紀北広域連合受託事業収入の前年度精算金でございます。

次に、９目生活困窮者自立支援事業費８２万円の増額は、細目生活困窮者自立支援事業費４８万６，０００円の増額で、償還金、利子及び割引料４８万６，０００円は、生活困窮者自立支援事業等国庫負担金の前年度精算金でございます。

細目住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業３３万４，０００円の増額は、償還金、利子及び割引料３３万４，０００円の増額で、住民税非課税世帯等臨時特別給付金国庫補助金の前年度精算金でございます。

次に、２項児童福祉費、１目児童福祉総務費１３万２，０００円の増額は、細目放課後児童健全育成事業１３万２，０００円の増額で、償還金、利子及び割引料１３万２，０００円は、放課後児童支援員等处遇改善臨時特例事業国庫補助金等の前年度精算金でございます。

次に、２目児童措置費２，４８３万１，０００円の増額は、細目保育所等事業２６万４，０００円の増額で、償還金、利子及び割引料２６万４，０００円につきましては、子ども・子育て支援国庫交付金等の前年度精算金でございます。

次に、細目児童手当給付事業６万４，０００円の増額は、償還金、利子及び割引料６万４，０００円で、児童手当の国及び県交付金の前年度精算金でございます。

次に、細目母子生活支援事業３５６万７，０００円の増額で、母子生活支援施設入所措置費３２７万円の増額。償還金、利子及び割引料２９万７，０００円は、児童入所措置費の国及び県負担金の前年度精算金でございます。

次に、細目子育て世帯生活支援特別給付金給付事業５２３万６，０００円の増額は、償還金、利子及び割引料５２３万６，０００円の増額で、子育て世帯生活支援

特別給付金給付事業国庫補助金の前年度精算金でございます。

次に、細目子育て世帯等臨時特別支援事業 1,570 万円の増額は、償還金、利子及び割引料 1,570 万円の増額で、子育て世帯への臨時特別給付金事業国庫補助金の前年度精算金でございます。

次に、3 目母子福祉費 247 万 8,000 円の増額は、細目母子家庭自立支援給付事業 11 万 8,000 円の増額で、償還金、利子及び割引料 11 万 8,000 円につきましては、自立支援教育訓練事業国庫補助金などの前年度精算金でございます。

次に、細目子育て世帯生活支援特別給付金給付事業 236 万円の増額は、償還金、利子及び割引料 236 万円の増額で、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業国庫補助金の前年度精算金でございます。

次ページを御覧ください。

次に、3 項生活保護費、1 目生活保護総務費 8 万 5,000 円の増額は、細目生活保護一般事務費 8 万 5,000 円の増額で、償還金、利子及び割引料 8 万 5,000 円は、生活保護適正実施推進事業国庫補助金の前年度精算金でございます。

2 目扶助費 1,854 万 8,000 円の増額は、細目扶助費 1,854 万 8,000 円の増額で、償還金、利子及び割引料 1,854 万 8,000 円は、生活扶助費等国庫負担金の前年度精算金でございます。

次に、4 項地方改善事業費、1 目地方改善事業費 19 万 7,000 円の増額は、細目隣保館運営事業 19 万 7,000 円の増額で、償還金、利子及び割引料 19 万 7,000 円は、隣保館運営補助金の前年度精算金でございます。

次に、4 款衛生費、1 項保健費、2 目予防費 6,352 万 4,000 円の増額は、細目予防接種事業 26 万 1,000 円の増額で、償還金、利子及び割引料 26 万 1,000 円は、特定感染症検査等事業国庫補助金の前年度精算金でございます。

次に、細目感染症予防対策事業 6,326 万 3,000 円の増額は、償還金、利子及び割引料 6,326 万 3,000 円の増額で、新型コロナウイルスワクチン国庫補助金等の過年度精算金でございます。

以上が、福祉保健課の令和 4 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 6 号）の説明でございます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○村田委員長 議案第 47 号に係る補正予算の中で、福祉保健課に係る項目について説明をいただきました。

これについて、御発言ありましたら挙手をお願いいたします。

ございませんか。

○三鬼委員 21 ページですけど、この扶助費の中の支援施設というのは市内にあるんですか、これ、支援施設。まずそれだけ。

○山口福祉保健課長 市内にはございませんけれども、先ほど前段で申し上げたように、この負担金の性質から何とぞ御留意のほうをお願いいたします。

○三鬼委員 個人的なことを聞くわけじゃない。施設は、住所が本市にあって、そういった施設へ入るといえるときにはこういう扶助費が出るわけですね。その確認だけ。

○山口福祉保健課長 そのとおりでございます。

○村田委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 それでは、ないようでありますので、報告事項に入りたいと思います。

○山口福祉保健課長 では、報告といたしまして、新型コロナウイルスワクチンにつきまして、今月の26日から、新たな国からのワクチン供給に伴い、現在実施している個別の各医療機関にて、従来型のワクチンからオミクロン株対応ワクチンに変更となります。

対象者は現時点で、現行の4回目接種対象者である60歳以上の方、及び18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方など、また、医療従事者及び高齢者施設等の従事者で未接種の方になります。

ワクチンの変更につきましては、個別の通知により案内することで今後周知を図ってまいります。

報告は以上となります。

○村田委員長 ただいま、新型コロナウイルスのワクチン接種について報告がありました。

これについて、御質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 ないようでありますので、福祉保健課の審査を終わります。御苦労さんでした。

昼食のため休憩に入りたいと思いますけれども、午後の再開は1時15分からといたします。休憩をいたします。

(休憩 午前11時43分)

(再開 午後 1 時 1 5 分)

○村田委員長 委員会を再開いたします。

午前中、市民サービス課の審査の中で、南委員から資料の提出の要望がございました。それについて、課長から発言を許します。

○湯浅市民サービス課長 先ほどは書類不備で、御指摘いただきありがとうございます。このたび午後 1 番目でお時間をいただき、ありがとうございます。

それでは、早速なんですけれども、午前中に南委員さんから御指摘いただいた指定管理料の項目に関する内訳について説明させていただきます。通知させていただいております。

この表につきましては、午前中、担当係長のほうから、ちらっと御説明させていただいたんですけれども、それぞれの項目において積算したものとなっております。

詳細につきまして、別紙、直接人件費、直接物件費、直接経費とか、あと、諸経費、消費税もろもろ、こんな数字となっております。

日数的には令和 5 年度、令和 6 年度が 2 4 3 日間、それから令和 7 年度が 2 4 2 日間、令和 8 年度 2 4 1 日間、令和 9 年度は 2 4 3 日間となっており、それぞれ令和 5 年度、6 年度が同日で、単年 1, 6 3 3 万 7, 0 0 0 円、それから令和 7 年度が 2 4 2 日間で 1, 6 2 8 万 8, 0 0 0 円、それから 8 年度が 2 4 1 日間で 1, 6 2 4 万円、それから、令和 9 年度が 1, 6 3 3 万 7, 0 0 0 円の、合計 5 年間で 8, 1 5 3 万 9, 0 0 0 円となっております。

以上でございます。

○村田委員長 資料の説明はただいま課長から行いましたけれども、これでよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 じゃ、退席してください。

それでは、環境課から、議案第 4 7 号に係る、環境課に係る説明を求めます。

○吉沢環境課長 環境です。よろしくお願いします。

それでは、議案第 4 7 号、令和 4 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 6 号）の議決について、環境課所管予算について、予算書等に基づき御説明をいたします。

補正予算書 2 2、2 3 ページを御覧ください。

4 款衛生費、2 項清掃費、2 目塵芥収集費、1 7 節備品購入費 7 5 8 万 1, 0 0 0 円の減額であります。これは、今年度購入を予定していた可燃ごみ収集用 2 トン

パッカー車につきまして、本年５月に一般競争入札を実施いたしましたが、入札参加資格申請がなく購入ができませんでした。関係業者に事情を聴いたところ、新型コロナウイルスの感染拡大やロシアによるウクライナ侵攻などの関係で自動車部品の供給不足が生じており、年度内納品のめどが立たないということでありました。そのため、今年度の購入が見込めないところから減額をするものであります。

続きまして、３目塵芥処理施設費、１０節需用費１,３８３万円の増額であります。

内訳のほうを申し上げます。これは光熱水費が１,０５８万５,０００円補正増、これは清掃工場稼働のための電気料金の増額であります。昨年度から電気料金のほうが高騰しており、年度内の予算不足が見込まれるため、所要費用を再精査し、必要な補正を行うものであります。

次に、修繕料３２４万５,０００円の補正増であります。こちらにつきましては委員会資料の１ページのほうを御覧ください。

清掃工場にありますごみ計量器の修繕費用であります。経緯の欄を御覧ください。

こちらに記載のとおり、清掃工場の計量器が故障し一時的に計量ができないことがあり、現在は計量ができておりますが、原因については老朽化によるもので、今後、いつ故障し、計量ができなくなるおそれがあるところから、必要な修繕を行うため、補正予算を計上したものであります。

修繕内容は、電子制御用鉄柱交換、電子センサーの交換などで、予算のほうは３２４万５,０００円であります。

計量器の不調の経緯については、こちらに記載のとおりであります。

次に、計量器の仕様等を御覧ください。

この計量器は、平成３年、製造工場竣工時に同時に設置をしたもので、工場施設と同じく３０年以上経過しており、老朽化が著しく、専門業者に見てもらったところ、修繕を行わないと今後の不調な状況が頻発するであろうとのことであります。

次に、清掃工場の持込手数料の実績のほうを御覧ください。

こちらの計量器は、清掃工場へ運ばれるごみ、収集されたものや直接搬入されたもの全てを計上いたします。このうち、清掃工場に運ばれたごみについては持込手数料をいただいております。これは持込手数料の実績、決算ベースでの数字であります。

次に、委員会資料２ページのほうを御覧ください。計量器の位置図と写真であります。

持込手数料のこともありますが、どうしても適正な清掃工場の稼働のためには必要不可欠の計量器であり、今後不調な状況の発生が予見されますので、早急に修繕を行いたく、今回補正を計上いたしました。

補正予算の説明は以上であります。御審議いただき、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○村田委員長 議案第47号のうち、環境課に係るもので、清掃費、塵芥収集費と塵芥処理施設費、説明をいただきましたけれども、この説明について、御質疑のある方は挙手を願います。

○三鬼委員 あれですか、計量器の修繕なんですけど、30年たっておるということなんですけど、修繕に関してはこの設置業者じゃないとできないんですか。一般的にどの業者でも、今回の修理については、どの業者って言ったらあれなんですけど、設置業者じゃなくてもできるんですか。どうなんですか、こういうのは。

○吉沢環境課長 これは予算を認めていただいてからのお話なんですけど、実際は、やっぱり専門メーカーでないと確認もできないということで、そうそう市内でこれを取り扱える業者さんは恐らくおらんのやないかということで、限られた業者になるのではないかと考えております。

以上です。

○三鬼委員 いやいや、そういうことじゃなくて、これを設置した業者じゃなくってはいけないんですか。それとも全国すれば、確かに市内だったらいないでしょうけど、全国すりゃ、こういった計量器を扱っている会社は何件もあろうかと思うんですけど、どういった募集の仕方をされるんですか。これは予算を立てるときから、そういったことも考えて予算を立てられていると思うんですが、どうなんですか。

○吉沢環境課長 それについては、できるだけ競争性を働かせるため、一般競争入札を基本に考えておるんですけれども、実際は備品購入審査委員会とか、その中で、当然、直せなんたら話になりませんし、それから、ここの計量器については、途中で清掃工場の量って、量るパソコンとつなぐような回線処理もその業者にやってもらっているという経緯がありますので、実際的にはその業者しか恐らくできないんであろうかと思えますけれども、そこはまた、実際、庁内でもんだときに、競争性を働かせることができないかというのは検討していきたいと考えております。

以上です。

○三鬼委員 300何万ですのでこだわっておるわけじゃないんですけど、得てして、清掃工場の場合、遠いもので、そういったパターンばかりで、一つの業者に、

決まった業者が全部やってきたというのが、高い経費を重ねてきたという記憶がありますので、これは300何万でやむを得ないと思うんですけど、多分積算の段階で特定の設置業者に見積りさせたとは思うんですけど、その辺、競争の原理なんか働くわけじゃないですよ。それで、あまり説明のほうも淡々としてくれるほうがいいですよ。

○村田委員長 どういうこと。ちょっと意味が分からんのだけど。

○三鬼委員 これを設置した業者に見積りしていただいておりますもので、そういう形の修理しかできないんだったら、この場で競争原理云々と言わずに、そういうところでしかやむを得ないというか、入札（聴取不能）になる可能性があるということを説明してくれたら結構ですよ。

○村田委員長 そういうことでありますので、課長、この次から気をつけてください。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長 ないようでありますので、環境課の審査を終わります。

それでは、水産農林課の審査を行いたいと思います。

議案第47号、議案第58号の中の水産農林課に係る予算の説明をいただきたいと思います。

○芝山水産農林課長 水産農林課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第47号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決についてと、議案第58号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決についてのうち、当課に関する内容を補正予算書及び資料を用いて御説明させていただきます。

まず、議案第47号補正予算書、6号から御説明いたします。

第6号の補正予算書、24ページ、25ページを御覧ください。通知をいたします。よろしいですか。

歳出、5款農林水産業費、2項林業費、3目林道開設改良費、補正前の額4,238万4,000円に400万円を追加し、合計4,638万4,000円とするものでございます。財源の内訳は一般財源であります、これは全額、今年度分の森林環境譲与税によるものでございます。

事業の内容は資料にて、基盤整備係、内山主幹のほうから説明をさせていただきます。資料を通知させていただきます。

○内山水産農林課主幹兼係長 それでは、3目林道開設改良費について、詳細を説明させていただきます。

委員会資料の1ページを御覧ください。資料番号1を御覧ください。

一般林道整備事業、林道大根須賀利線法面改良工事の位置図になります。事業としては、林道大根須賀利線路肩下ののり面が一部崩落したため、これを改良し、林道を保全するものになります。のり面工延長が5メートル、面積が20平米を予定しております。事業費は400万円で、財源は全て森林環境譲与税となっております。

以上です。

○芝山水産農林課長 議案第47号、第6号補正に係る説明は以上でございます。

○村田委員長 続いてやってください。

○芝山水産農林課長 ありがとうございます。

続きまして、議案第58号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について御説明をさせていただきます。

第7号の補正予算書、8ページ、9ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

このたび、ヤフー株式会社様のヤフージャパン地域カーボンニュートラル促進プロジェクトに昨年に引き続き応募をさせていただき、3,124万6,000円の企業版ふるさと納税の御寄附を頂くことになりました。このたびの追加議案では、ヤフー株式会社様と協議、交渉をさせていただき、寄附を財源として取りまとめましたみんなの森プロジェクト事業を補正予算として上程させていただいたものでございます。

まず、歳入のほうから説明をさせていただきます。

15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金でございます。補正前の額7,568万1,000円に対し、166万1,000円の減額補正で、内訳は、2節林業費補助金で、森林環境保全直接支援事業補助金166万1,000円の減額でございます。これは、ヤフー株式会社様からの企業版ふるさと納税の寄附については、毎年度、プレゼンによる審査を受けないとその年の寄附が頂けるかどうか分からないものであるため、当初予算の段階では、みんなの森での森林整備を例年行っております県補助による森林環境保全直接支援事業として計上させていただいていたものでございます。今回、ヤフー株式会社様からの寄附を頂けることによりまして、その県補助金を全額減額するもので、ヤフー財源での事業に組替えを

するものでございます。後ほどの歳出の委託料でも同じく減額をさせていただきます。

続きまして、１６款財産収入、２項財産売払収入、１目不動産売払収入、補正前の額１８１万６,０００円に６６万４,０００円を増額し、２４８万円とするものでございます。これは、１節立木その他売払収入で、先ほどの森林環境保全直接支援事業での間伐による木材市場での売払い収入を、ヤフー株式会社様の寄附による間伐量が増えたことから、その立木売払収入が増額した分の計上でございます。

続きまして、１７款寄附金、１項寄附金、２目農林水産業費寄附金３,１２４万６,０００円の増額で、１節林業費寄附金として、ヤフー株式会社様からいただいた寄附でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出の説明をいたします。

補正予算書１０ページ、１１ページをお願いいたします。通知いたします。

２段目でございます。５款農林水産業費、３項山林事業費、１目管理費、補正前の額１億６６１万円に補正額２,９３６万９,０００円を増額し、合計１億３,５９７万９,０００円とするものでございます。財源内訳は、国県支出金で１６６万１,０００円の減額、これは先ほど説明いたしました森林環境保全直接支援事業補助金の減額でございます。その他財源３,１２４万６,０００円は、ヤフー株式会社様からの寄附でございます。

主な内容は、市有林管理事業における森林環境保全直接支援事業業務委託料のヤフーの財源による組替えのための全額減額をするものと、みんなの森プロジェクト事業の追加でございます。

それでは、みんなの森プロジェクト事業の説明を資料にて、市有林係の千種課長補佐から説明をさせていただきます。資料を通知させていただきます。

○千種水産農林課長補佐兼係長　それでは、みんなの森プロジェクト事業について説明させていただきます。

まず、私たちは、みんなの森において、脱炭素への取組を昨年度よりさらに進化させ、林業の森にあらゆる生物が安心して集うことができる場所づくりを進めていきたいと考えております。

資料の３ページをお願いします。

みんなの森につきましては、生物多様性・環境教育ゾーン、尾鷲ヒノキ林業モデルゾーン、自然体験・森林ふれあいゾーンの三つのゾーンにて取り組んでおります。

次の４ページは位置図となっております。尾鷲から九鬼町へ行く途中の八鬼山周辺のエリアとなっております。

続きまして、５ページをお願いします。

各エリアにおける業務内容を説明させていただきます。

まず、左手にあります生物多様性・環境教育ゾーンにおいて、上段の緑の枠は昨年度実施した内容で、昨年度に実施した群状間伐を行った跡地へ、今年度は多様な生物の生息場所となる広葉樹の植林を一般の方に体験していただくため、１２節委託料で、枝葉等を片づける作業の地拵え０．２４ヘクタールと、食害防止の鹿よけネット設置する鳥獣害防護施設設置４５４メートルを競争入札により行う予定となっております。

なお、今年６月からひのきっこども園にて、園児に木育の一環として尾鷲ヒノキの苗を育ててもらっております。現在、園内で育ててもらっているヒノキの苗を卒園記念などのタイミングに合わせて植林できればと、園や福祉保健課と相談しております。

また、現在、東京都内の公立高校の修学旅行で、みんなの森プロジェクトでの間伐体験や植林体験をする日程などの調整しており、こういったことを市内外の関係人口の増加に努めていきたいと考えております。

続いて、真ん中の尾鷲ヒノキ林業モデルゾーンでは、１２節委託料で、列状間伐により２２０立米の材を搬出し、搬出後の１．２ヘクタールに、ヒノキ０．６ヘクタールと杉０．６ヘクタールを、ヘクタール当たり１万本植栽になるよう、それぞれ６，０００本、合計１万２，０００本を植え、尾鷲林業の特徴である密植を実施していきたいと考えております。こちらも競争入札を予定しております。

続いて、右手の自然体験・森林ふれあいゾーンでは、今後、林業の森に人が安心して滞留できる場所をつくることを目指しております。

まず、１０節需用費の消耗品費で、仮設トイレや仮設テント、日よけタープ等の購入を予定しております。

１２節委託料で、森林ふれあいゾーン空間デザイン及び森林整備業務において、市内外の児童をはじめ一般の人々が集い、森林を身近に感じられるような施設や設備の配置、遊歩道等の動線、その他必要な機能についての全体的なデザイン及び森林整備を進めたく考えております。そのためのよりよい提案を求める目的で、プロポーザル方式を予定しております。生物多様性調査業務は、みんなの森での生物調査や土壌調査を専門機関である公益財団法人日本自然保護協会と随意契約を予定し

ております。

14節工事請負費で、駐車場整備は、工事費として、競争入札を予定しております。

続いて、真ん中上段の全域の取組としまして、11節役務費におけるJークレジット申請手数料です。Jークレジット制度につきましては、森林管理により吸収された二酸化炭素の炭素の量を認証し、認証分をクレジットとして発行する国の制度です。今回の手数料は、みんなの森周辺の市有林において、森林成長に伴う二酸化炭素吸収量をJークレジットとして認証、発行する際に必要なプロジェクトの登録とクレジットの認証、発行という二つの手続のうち、プロジェクト登録に係る手数料でございます。

プロジェクトの登録完了後は、現地のモニタリングによるデータ取り、モニタリング報告書の作成、認証審査と進み、クレジット発行は、来年度中旬となる予定です。なお、認証審査の際にも手数料は必要となりますので、それについては当初予算にて計上させていただきたいと考えております。登録されたプロジェクトにおいて、クレジットが認証、発行される対象は8年間分の吸収量となっておりますので、今回の登録手数料で8年分が対象となります。

売買の方法は二つあり、直接取引、もしくは仲介業者やJークレジット制度ホームページ利用による相対取引とJークレジット制度事務局による入札販売があります。この森林由来のクレジットを活用することで、森林を保全しながら事業を継続する持続可能な取組につなげていきたいと考えております。

続いて、右上の九木浦では、12節委託料で、昨年につき、ガンガゼ除去作業を予定しております。

続きまして、6ページをお願いします。

生物多様性・環境教育ゾーンについて、左手の写真は7月の状況で、作業道の道の上の草が茂っている部分へ、今後、真ん中の写真のように広葉樹を植栽していき、右の図のような多くの生物が集う森を目指していきます。

続きまして、7ページをお願いします。

尾鷲ヒノキ林業モデルゾーンについて、左手の大きな写真が現況で、右手が列状間伐実施後のイメージ写真となっております。

続きまして、8ページをお願いします。

自然体験・森林ふれあいゾーンについて、左手が作業道及び利用間伐着手前の写真で、右手が作業道及び利用間伐完了後の写真となっております。

続きまして、9ページをお願いします。

先ほどの8ページの完了写真、右上の丘になっている部分の雑木を切ることで、写真右手のように九木浦を望むことができるようになりました。山から直接海が見えることで、尾鷲の地形の特徴である山と海との距離が近いことが分かり、山が豊かであれば、山からの栄養分が雨により谷や川を伝い、海へ流れ、豊かな海となる、山と海とのつながりを実感することができます。

以上です。

○芝山水産農林課長　　以上で当課に係る議案第47号と議案第58号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願いいたします。

○村田委員長　　議案第47号、議案第58号のうち、水産農林課に係る予算並びに取組を紹介をしていただきましたけれども、これについて御質疑ある方は御発言願いたいと思います。

○西川委員　　4年前は課長は農林でしたか。

○芝山水産農林課長　　私は令和3年からなので4年前は違っております。

○西川委員　　4年前に、今さっき、林道大根線、崩れたところを見てびっくりしたんですけど、僕、その手前で、上ののり面が崩れたのを撤去する工事やっておったんですよ。検査のときに、この先にアスファルトが陥没して、いずれ抜けていくよという指摘をしてきたんですね、検査のときに。見たらまさにその場所なんですよ。やっぱり、そういう業者の意見はあれ、僕の意見は聞いてもらえなかったということかな。反映されていなかったのかな。

○芝山水産農林課長　　私の、その点、現場のほう、ちょっと不知でございまして、申し訳ございません。

引継ぎとしても、そのポイントについてはございませんでして、今回、こういう形になって初めて私も現場確認をして理解したものでございます。

○西川委員　　もっと早く手を打っておったら修繕で済みましたよ、アスファルトで。これからは業者の意見もちょっと取り入れて、傷が大きくなる前に、要らん予算を使わんようにしてください。

○芝山水産農林課長　　おっしゃるとおりでございます。現場の皆様の声をしっかり聞きながら、管理のほうをさせていただきたいと思います。

○三鬼委員　　議案とか数字、あまり関係ないけど、この説明の絵を見てもらっておるときに、多様な森をつくるということで、熊の絵、あるやろう。これ、書か

んほうがええんじゃない。熊を呼ぶのかって、意外と九鬼からは近い距離やもんで、まだ猿とかそういうものを山へ追うというイメージは分かるけど、熊自体は、確かにまちのほうへも出てはきておるけど、この辺の山にとどめていないというところもある。気持ちのほうが強いのと思うので、違った意味で受け取られたら困るといって、この辺はもうちょっとその辺、神経を使うほうがええんじゃないかなと。

○芝山水産農林課長　その辺りもしっかり配慮させていただきながら考えたいと思います。ありがとうございます。

○村田委員長　ほかにございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長　ないようでありますので、議案第４７号、５８号の中の水産農林課に係る予算審査を終わりましたけれども、報告事項がありますので、再度課長から報告をしていただきたいと思います。

○芝山水産農林課長　ありがとうございます。

その他の報告事項といたしまして、口頭ではございますが、１件御報告申し上げます。

昨年度末に企業が撤退したことから、ただいま今年度公募をしております古江漁港内のアクアステーションに隣接する古江漁港施設用地の陸上養殖利用について、現在１件の企業から申込みをいただいております。９月３０日に利用方法などについてのプロポーザル審査を行わせていただく予定となっております。

この審査の結果、当該企業の提案が審査基準を上回れば、その企業に対して１０年以内を期間とする占用許可を行ってまいりたいというふうに考えております。

審査結果につきましては、また、議長、委員長にも相談の上、議会のほうにも御報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○村田委員長　ありがとうございます。

これについて、特に御意見ございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長　ないようでありますので、水産農林課の審査を終わります。

それでは、商工観光課の審査に入りたいと思いますけれども、議案第４７号の中で、商工観光課に係る補正予算の説明を行っていただきたいと思います。

○森本商工観光課長　商工観光課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第４７号、令和４年度尾鷲市一般会計補正予算（第６号）の議決

についてのうち、商工観光課に係る御説明のほうをさせていただきます。歳出のほうでございます。

補正予算書 24 ページ、25 ページのほうを御覧ください。

6 款商工費、1 項商工費、3 目観光費でございます。補正前の額 5,174 万 5,000 円、補正額 165 万円を増額し、5,339 万 5,000 円とするものでございます。細目観光施設管理整備事業のうち、10 節需用費 165 万の増額は、夢古道の湯ドライサウナに係る修繕料のほうでございます。

資料の 1 ページのほうを御覧ください。

本事業は、夢古道の湯ドライサウナにつきまして、平成 20 年の営業開始から 15 年目に入り、老朽化によりヒーターの 4 本ある熱線のうち 2 本が断線したことによりまして、本来 90 度前後の温度で運用すべきところが、時間をかけても 60 度しか上がらなくなりました。

調査させていただいた結果、ヒーターの部品の入手ができなかったため、早期の通常運用を目指しまして、新たにヒーターを購入し設置するものとしたしました。また、同等の能力のヒーターは、既存ヒーターサイズ以下のものがなく、既設ヒーターガードの中に入らないため、安全対策を含め、新たなヒーターが入るよう、ヒーターガードとヒーター周りの壁の取替えのほうを行いました。

契約のほうは 165 万円で、履行期限は 4 年 7 月 27 日から 8 月 25 日までとし、8 月 25 日に完了しております。御利用の皆様には御不便と御迷惑をおかけしましたが、8 月 27 日の土曜日から運用を再開させていただきました。

以上が補正予算についての説明とさせていただきます。御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○村田委員長 商工観光課に係る補正予算の説明をいただきましたけど、まずこれについて御意見ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 ないようでありますので、次に報告事項に移りたいと思います。

○森本商工観光課長 それでは、その他の報告をさせていただきます。

資料のほうをさせていただきます。

第 35 回全国尾鷲節コンクールについての御報告を申し上げます。

開催日についてでございますが、本年 11 月 13 日、日曜日でございます。部門は、前大会同様、総合、壮年、少年少女の部の 3 部門でございまして、募集人数は、総合、壮年の部で 100 名程度、少年少女の部で 15 名程度を考えております。参

加者募集締切りは、来月の１０月７日までとさせていただきます。

大会の開催に当たりまして、コロナウイルス感染症対策といたしまして、会場には、出場者の控え場所、控室、こちらのほうを中心としまして、必要数の空気清浄機、エアドッグ等を設置させていただきまして、また、マスク着用などの基本的な感染対策の協力を得ながら開催させていただきたいというふうに考えております。

参加される皆様、そして御来場いただく皆様楽しんでいただけるよう、準備を進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、第１７回おわせ海・山ツーデーウォークの開催について御報告させていただきます。

実行委員の皆様と開催に向け検討を重ねた結果、元気に復活とさせていただき、開催を決定させていただきました。ツーデーウォークの取組は、スポーツ庁、文化庁、観光庁の３庁からスポーツ文化ツーリズムアワード２０２０を受賞しており、たくさんの関係者による取組で高い評価をいただいていることから、熊野古道はもとより、魅力ある尾鷲を全国へＰＲするイベントとしまして開催したいと考えております。

開催日でございますが、１１月１９日、２０日の２日間で、熊野古道センターをスタートとして、ＡコースからＦコースの６コースを御用意させていただいており、熊野古道、そして尾鷲の名所、町並みを楽しんでいただけるようなコース設定でございます。

パンフレットのほうの２ページ目の左下に、コースのほうの御紹介をさせていただいております。Ａコースは距離も長い健脚者向けで、Ｄコースは八鬼山越えで、標高差が高く、ハードコースの設定でございます。お子様のいる家族向けハイキングコースとしましては、Ｂ、Ｃ、Ｅ、Ｆ、こちらのほうを御用意させていただきました。ＣとＦコースに団体歩行を御用意させていただいております。参加される御自身のふだんの体調に合わせて御判断いただきまして、チャレンジしていただきたいと考えております。

申込み期限でございますが、１０月２４日までのエントリーとなっております。今回、新型コロナウイルス感染症対策を鑑み、当日のエントリーができませんので、あらかじめの御了承をお願いするところでございます。

開催に当たっては、参加者の皆様、関係者の皆様に、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に御協力をいただきながら、開催のほうをさせていただきたいと思っております。

続きまして、にっぽん丸の寄港について御報告申し上げます。

今月 27 日に客船にっぽん丸が尾鷲に寄港するとの連絡をいただいております。前回の寄港と同様、沖合停泊でございまして、通船で大曾根港のほうに上陸する予定でございます。スケジュールのほうでございしますが、今月 26 日に横浜を出発しまして、翌日の 27 日の火曜日、8 時に尾鷲に寄港、13 時に新宮港に向け出港する予定というふうに聞いております。

にっぽん丸が実施するオプションツアーでございますけれども、尾鷲神社と熊野古道センター訪問ツアー、そして、世界遺産熊野古道を歩く馬越峠と松本峠道ツアーの二つのツアーが用意されているというふうに聞いております。

今回の寄港に当たりましては、8 時から 13 時といった 5 時間の滞在でございます。総乗船人数は約 200 人でございます。そのうち、ツアーに参加される方、こちらが五、六十人程度というふうに聞いておりまして、こちらの方が尾鷲に下船する予定でございます。

当課といたしましては、通船によりまして大曾根港に上陸する際、太鼓等でお出迎えをいたしまして、歓迎ムードを演出し、お出迎えのほうをさせていただきたいというふうに考えております。

最後になりますが、夢古道おわせにおけるランチの再開について、口頭で申し訳ございませんが、御報告申し上げます。

ランチ営業に関しましては、営業形態の十分な協議をしまして、10 月 1 日から営業開始を目指して準備を進めていると指定管理者から御報告を受けました。

メニューのほうでございしますが、海鮮丼、海鮮ステーキといった尾鷲ならではの魚介類を中心に提供すると聞いておりまして、営業の詳細につきましては、決定され次第、改めて御報告のほうをさせていただきたいというふうに考えております。

以上、御報告でございます。

○村田委員長 報告事項 4 件、報告をしていただきましたけれども、これについて、報告ですから、特に御意見がある方は御発言願いたいと思いますけれども、よろしいですか。よろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 特に御意見もないということで、これで商工観光課の審査を終わります。

それでは、建設課の審査に入りたいと思います。

議案第 47 号でございますけれども、建設課に係る補正予算の説明をいただきました

いと思います。

○塩津建設課長 建設課です。よろしくお願いします。

それでは、議案第47号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決についてのうち、建設課に係る予算について御説明いたします。

歳出について説明させていただきます。通知させていただきます。

補正予算書の24、25ページを御覧ください。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費につきましては、起債対象事業費の変更に伴う財源更正で、地方債230万円を増額し、一般財源230万円を減額するものであります。

続きまして、7款土木費、3項河川費、1目河川総務費につきましては、起債対象事業費の変更に伴う財源更正で、地方債20万円を増額し、一般財源20万円を減額するものであります。

続きまして、7款土木費、5項都市計画費、3目公園費につきましては、補正前の額1,061万1,000円に対しまして、補正額302万1,000円を増額し、1,363万2,000円とするものです。

財源内訳は、国県支出金が53万1,000円の増額、その他財源が249万円の増額でございます。

内容は、12節委託料の増額でございます。これは、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用した大曾根公園、世界の椿園に係る立木伐採業務委託料であります。

ここで資料を通知いたします。資料の1ページを御覧ください。

大曾根公園、世界の椿園における立木伐採の位置図であります。当該事業の目的としましては、今年2月にほとんど全てのツバキに花芽がつかなかったことから、樹木医の方に相談しましたところ、園内のヒノキが高木化したことにより、低層木であるツバキが日照不足となったことが原因の一つとして考えられるとの御指摘があり、ツバキへの日当たりをよくするため、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用して園内のヒノキを伐採するものでございます。

位置図に示しました番号付きの白丸が伐採予定木の位置で、全部で28本のヒノキの伐採を予定しております。伐採木については、搬出の上、処理を行う予定で、また、伐採の際には低層に植生しているツバキに損傷を与えないよう、細心の注意を行い、伐採することといたします。

以上で説明を終了いたします。よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願いいたします。

○村田委員長 建設課に係る予算の説明は終わりました。

御意見のある方は挙手を願います。

○三鬼委員 大曽根公園の件なんですけど、私も年間3回ぐらいか、カメラを持っていくんですけど、今、歩道自体もコケが生えてきて、膝とかが踏ん張れない人はちょっと危ないようなところで、大分前に、今回も樹木医さんの云々って言っていましたけど、前のときも樹木医さんが話したということで、ヤブツバキを剪定したけど、それからもうずっと何も花が咲いてこないじゃないですか。

もともとヤブツバキ自体は、市民憲章をつくるときに、林業関係の人が、三木崎にヤブツバキがうちは自然に咲いておるやないかということで市の花になったという経緯があって、三木崎のほうへ行くと、木が伸び切っているけど、きちっと光が当たるもので、伸びておるわけじゃないですか。

これ、ずっと見ると、この図面の1ページを見ると、左側の、本来そこが進入口なのか、私はいつも、今、右端からずっとぐるっと、花の順番が大体右端から咲いてくるようなところがあるもので、日が当たるし、そこから歩いてカメラを持って、反対に回って、旧青年の家の前へ出てくるとかというコースで歩くんですけど、この左側の一番階段状になっておるところ、あるじゃないですか。写真を写すにもロケーション的によいところなんやけど、そこのヒノキも切らないと、せっかくいろんな、個人的に植えていただいているところも日の目を見ないのじゃないかなと思うんですけど、こちらの計画は今のところないんですか。これを計画するときの考え方ってどういうあれだったんですか。

意外とこの右側というのは日が当たらないことはないんですね。この公園の中では一番当たるところで、この図面を見ると、図面の左側のほうがまるっきり日が当たらないというようなもので、整備の仕方が逆じゃないかなと思うんですけど、どうなんですか、樹木医さんの言うの、合っておるんかい。

○山中建設課長補佐兼係長 委員さんがおっしゃられる写真で見たときの左側なんですけれども、樹木医さん、あるいは森林組合の方等も現場を何回か見ていただきました。本来であれば、こちら左側も切りたいんですけれども、このヒノキの下にツバキが結構密植状態で植えられていまして、ヒノキを伐採すると下の低層木のツバキに影響を与える、どのような倒し方をしてもちょっと無傷のままでは切れないということから、今回はまず切れるところから切ろうという形でお話をさせていただいております。

現場でも何回か話をさせていただいて、委員さん言われるように、左側のほうの

ヒノキを伐採していくのが、本来であれば、順番であれば正しいのかも分かりませんが、ちょっとその下への、低層木への影響という面を考えて、今回はちょっと見送っております。

- 三鬼委員　もう決めて進めようとしておるのであれなんですけど、これ、当時は青年の家も運営されておったときに、発想で事業が始まったんだと思うんですけど、ここへ行ってもらったら分かりますように、谷になっておるもので、日もあまりほとんど当たらないようなところなんです。それに南側、あそこからいったら、正面側というか海を望むほうは、青年の家があつたりとか、旧ユースホテルがあつたりとかとあって、それも日照を妨げておるようなところがあつて。

私はスタートのときには関わっていないもので、生き物というのは、日々成長して老化していくというのを繰り返しながらあるのが、発想、スタートのときに足らなんだんじゃなかったかなと思うように、できたらこれを切った結果、これ、何でこうなったかという、作業しやすいところばかりやもので、これを切って、ほかのところが空いてきたら、引き続いて、できたら、意外と入り口の階段をつくっておるところ、美しい景色もええところで、あれでツバキさえあつたら、本当に写真を写す人には最高だなと思うようなロケーションですもので、ちょっとその辺まで、引き続き整備のあれを入れてほしいと思うし、市の花のヤブツバキはその階段の反対側へ植えてあるけど、今の状態やったらずっとあれ、花が咲かずにいってしまうんじゃないかってぐらい、ヤブツバキの群生がそのままになろうかと思ひますもので、その辺も将来的には配慮に入れてほしいなと思うんですけど、いかがですか。

- 塩津建設課長　ただいま貴重な御意見をいただきましたので、この公園、ツバキの管理を委託していますグリーンクラブさんとも相談しつつ、今後進めていきたいと考えております。よろしくお願いします。

- 中村委員　今、すごく切りにくいっておっしゃったんですけども、ネパールの方で、奈良県の五条かな、どこかに、きっと奥さん日本人で住まわれている方が、すごい切りにくい木を、全く本当に無傷で切るような方がおられるんですけども、相談されましたか。

- 塩津建設課長　その方については存じ上げていませんので相談はしていませんけど、もしあれでしたら、詳しいことをまた教えていただきたいと思います。

- 中村委員　また後で教えさせていただきます。

- 村田委員長　ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 ないようでありますので、建設課の審査を終わりたいと思います。
御苦労さまでした。

ここで10分間だけ休憩をいたします。

(休憩 午後 2時05分)

(再開 午後 2時14分)

○村田委員長 再開いたします。

次に、教育委員会の審査に入りたいと思いますが、議案第47号に係る、
教育委員会に係る予算を説明いただきたいと思います。

○出口教育長 教育委員会でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第47号、尾鷲市一般会計補正予算(第6号)の議決についての
うち、教育委員会分につきましてと報告事項が3件ございますので、担当課長から
説明させていただきますので、どうぞよろしく御審議賜りますようお願いいたしま
す。

○森下教育総務課長 教育総務課です。よろしくお願いします。

それでは、議案第47号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算(第6号)の議決
についてのうち、教育総務課に関する予算について、予算書に基づき御説明いたし
ます。

予算書の26、27ページを御覧ください。通知します。

まず、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費につきましては、地方債借入
に伴う財源更正で、地方債を190万円増額し、一般財源を同額減額するもので
ございます。

次に、9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、細目小学校学校管理費につ
きましては、委託料3万1,000円の増額は、学校給食施設整備事業に係る工事
により、尾鷲小学校の電気設備の容量が増えることに伴う電気保安業務委託料の増
額で、11月から3月までの5か月分になります。

次に、2目教育振興費、細目小学校教育振興経費のうち、補助金55万3,00
0円の増額は、工事期間中、尾鷲小学校の4年生から6年生の高学年の児童につ
きましてお弁当を持参してもらうため、現在、給食費に係る就学援助の扶助費の支給
を受けている世帯を対象に同額の補助金を給付するものでございます。対象の児童
は32名で、1か月当たり2,880円になっております。また、それに伴い、扶

助費については同額の５５万３,０００円を減額いたします。

予算書７ページにお戻りください。通知します。

次に、第２表、債務負担行為補正につきまして、小学校電気保安管理業務委託（追加分）７万４,０００円は、先ほど歳出の補正でも御説明いたしました小学校の電気設備の容量が増えることに伴う委託料増額分の追加で、現在の契約が令和３年度から令和５年度までの３年間のため、令和５年度分を追加するものでございます。

以上が教育総務課の説明でございます。

○村田委員長 議案第４７号に係る教育委員会分の……。

○平山生涯学習課長 引き続き、社会教育費のほうの補正について説明させていただいてよろしいでしょうか。

○村田委員長 はい。

○平山生涯学習課長 では、続きまして、議案第４７号、令和４年度尾鷲市一般会計補正予算（第６号）の議決についてのうち、生涯学習課に関する予算について、補正予算書及び資料に基づき説明いたします。

予算書の２６、２７ページを御覧ください。

９款教育費、５項社会教育費、３目天文科学館費２４万２,０００円の増額は、細目天文科学館管理運営経費の増額で、需用費の２４万２,０００円の増額は、天文科学館３階ドームの空調機故障に伴う修繕料でございます。

内容につきましては資料にて御説明いたします。資料の１ページを御覧ください。

こちら天文科学館の３階ドーム空調機修繕についてであります。

こちらにつきましては、本年７月に科学館の３階ドームの空調機が故障いたしまして、高温多湿な時期であり、観望会やイベントの開催を控えていたことや、空調機は主望遠鏡の筒内の鏡台の温度調節も担っており、緊急に修繕をする必要があったことから、既決予算にて修繕を実施させていただきました。今回、補正予算にて、本修繕料を予算計上するものです。

内容といたしましては、天文科学館３階部分に当たるドームに設置する空調機の経年劣化による室外機内の基盤の故障によるもので、部品が製造終了していることから取替え修繕を実施し、修繕料は２４万２,０００円で、本空調機は約３０年を経過したものでございました。

説明は以上となります。よろしく御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○村田委員長 議案第４７号の補正予算のうち、教育費、それから債務負担行為補正について説明がございました。

この説明について、御質疑のある方は挙手を願います。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長 別段、御意見もないようでございますので、予算審査は終了いたしますが、次に、報告事項についてお願いをいたしたいと思います。

○森下教育総務課長 それでは、報告事項といたしまして、３件報告がございました。

まず１件目、尾鷲市教育大綱（案）、尾鷲市教育ビジョンについてにつきましては、いずれも今年度末で計画期間満了を迎えるため、現在新たな教育大綱及び教育ビジョンの策定に取り組んでおります。

教育大綱につきましては、平成２７年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、地方公共団体の長が策定することになりました。現在の大綱につきましては、教育ビジョン策定後の計画期間中に策定したため、教育ビジョンの概要版のような形になっておりますが、今回は、本市の教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものとして、市長と教育委員会の事務局で協議し、案を作成し、教育委員へもお示しした最終案として、今回報告するものでございます。そして、現在、この教育大綱の案に基づいて、策定委員会において教育に関する詳細な施策についての方向性を示す教育ビジョンを策定しております。

それでは、教育大綱の案と、教育ビジョンの策定のスケジュールの詳細につきましては、資料に基づいて、調整監のほうから御説明させていただきます。通知いたします。

○高田教育総務課調整監 まず初めに、今回お示しする教育大綱案は、令和５年度からの５年間の尾鷲市の教育施策について、その理念、施策の根本となる方針、いわゆる柱となる部分について定めるものとしてつくっております。

内容については、国の教育振興基本計画を参酌し、本市の第７次総合計画をベースに、この地域の実情や教育課題を踏まえ作成いたしました。なお、具体的な施策については、現在策定進行中の教育ビジョンに定めていくこととしております。

また、現行の教育大綱は、教育ビジョンが出来上がった後につくられておりますが、今回の改定を機に、先に大綱をつくり、それを基にビジョンをつくるという本来あるべき工程に戻したいと考えております。

2 ページを御覧ください。

1、策定の趣旨ですが、平成30年に策定した現行の教育大綱の計画期間が今年度満了となるため、5年間の教育施策の指針として新たに策定するものいたします。

2の教育大綱の期間については、市の総合計画、教育ビジョンと併せて同ページに図示してあります。

3、基本理念です。基本理念を「未来を拓き、次代のおわせを担う人財の育成」とさせていただきました。ここにある「人財」ですが、「ザイ」という字に材料の「材」を使わず財産の「財」を充ててあります。これは宝という意味のある「財」という字を使うことで、人を地域の宝として大切に思い、今後の成長、活躍を期待するという意味を込めています。

設定の理由については次のとおりです。

近年の社会情勢の激しい変化により、未来の予測が困難な時代を迎えています。これからは社会の変化に柔軟に対応する力と他者と協力、協働して解決に向かう資質、能力が求められるようになって考えられます。また、尾鷲市でも、人口減少、少子高齢化、財政問題など難問を抱えているという現実のある中で、第7次総合計画に掲げる「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」の実現を目指し、「郷土を愛し、学び・伝えるまちを創る」ためには、社会の変化に柔軟に対応し、地域の課題に主体的に取り組み、未来の尾鷲を託せる人づくりが重要だと考えました。尾鷲の未来を背負って立つ人たちを大切に育てるという意味を込め、この基本理念を設定しました。

次に、基本方針です。4 ページを御覧ください。

基本方針として、ここにある五つを掲げました。

一つ目は、次代を切り拓く人財の育成です。基本理念でも触れましたが、激しく変化する社会情勢の中を生き抜いていく人財を育むため、主体的に課題解決に向かう力を育てるための学習活動を進めます。

2点目に、ふるさとへの誇りと愛着を持ち、地域の発展を担う人財の育成です。そのために、地域における学びを充実させ、地域の課題について考え、議論する活動を進めます。

3点目に、誰一人取り残さない一人ひとりに寄り添った教育の推進です。教育的不利な状況に置かれている子供たちを含め、全ての子供に個に応じた多様な学びが保障されるよう取組を進めます。

4点目は、地域総がかりの教育の推進です。地域の教育力を生かし、地域、家庭、学校が連携し、地域全体で子供の健やかな成長を育みます。

最後に、誰もがいつまでも健康で、学び、活躍し続けることができる環境づくりです。誰もが生涯を通して学んだり、スポーツを楽しんだりできる環境を整えます。

次に、5、教育施策です。

基本方針の下、施策を「子どもの豊かな育ちを支える就学前教育の推進」「未来を拓く学校教育の推進」「人生100年時代を見据えた生涯教育・スポーツ・文化振興の推進」に大別し、それぞれの施策ごとに重点項目を設けました。

就学前教育の推進については、就学前教育の充実と家庭教育の支援の充実、この二つを重点項目としました。学校教育の推進については、安全・安心で地域から信頼される学校づくりをはじめ、以下4点になります。生涯教育・スポーツ・文化振興の推進については、多種多様な学習機会の提供、以下4点になります。

なお、それぞれの重点項目における具体的な施策については教育ビジョンにおいて定めていきます。今回、お示ししたこの案をこの後、総合教育会議に諮り、新たな教育大綱としたいと考えております。

大綱については以上です。

次に、教育ビジョンについてですが、7月に一般公募委員3名を含めた策定委員会を立ち上げ、就学前教育、学校教育、生涯教育の三つの部会を設け、計画の策定に向けて検討を進めているところです。

10ページの策定スケジュールを御覧ください。通知します。

現在、素案の作成に向けて、策定委員会において取り組んでおりますが、10月中旬までに素案を完成させ、その後、パブリックコメントを経て、教育委員会及び策定委員に修正案を示し、12月議会で報告させていただきます。その後、必要に応じて修正案を作成し、教育委員会に示し、策定委員会で最終案を作成します。2月下旬には教育委員会と総合教育会議を開催し、協議を行い、策定となります。3月議会で最終報告をさせていただきます。

以上になります。

○村田委員長 尾鷲市教育大綱の案と尾鷲市教育ビジョンについて説明がございました。

これについて、御意見のある方は発言願います。

○中村委員 ちょっと教えてください。

この教育大綱の11ページ、12ページ以降、13ページって、これって資料で、

これは大綱には入らない部分ですか。

○森下教育総務課長 11 ページ以下は次の報告事項の内容になります。

○中村委員 これは大綱じゃないのね、ごめんなさい。

○森下教育総務課長 そうです。次の報告事項です。

○村田委員長 よろしいですか。

他にございませんか。ないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 ないようでありますので、尾鷲市教育大綱(案)と尾鷲市教育ビジョンの報告についてを終わります。

次に、令和4年度の全国学力・学習状況調査の結果(尾鷲市)と今後の取組について、これは結構長い文になると思うんですけども、教育委員会が特に重要だと捉えたところを重点的に説明いただきたいと思います。

それでは、お願いいたします。

○森下教育総務課長 それでは、次に、令和4年度全国学力・学習状況調査の結果と今後の取組について御説明いたします。

こちらにつきましては、例年はホームページ等で公表した後、12月開催の定例会で報告させていただいておりましたが、今年度につきましては、4月に実施されました調査の結果と今後の取組について、もう既に内容がまとまりましたので、今回、公表前に報告をさせていただきたいと考えております。

詳細につきましては、資料に基づき、調整監から説明させていただきます。

○高田教育総務課調整監 資料11ページを御覧ください。

本調査は、4月19日に小学校6年生と中学校3年生を対象に実施され、その結果が7月末に公表されました。教育委員会では、本市における児童生徒の学力の定着状況、学習状況、生活習慣等の分析結果、今後の取組について、資料のとおりまとめました。

1、調査概要です。

目的についてはここにある3点です。本市の調査対象は、小学校6年生95人、中学校3年生114人でした。調査内容については、まず児童に対する調査として、教科に関する調査、今年度は国語、算数または数学及び理科の3教科です。二つ目の調査が質問紙調査です。また、学校に対する調査も質問紙調査が行われております。

2は、調査結果の取扱いに関する配慮事項となります。

おめくりください。

12 ページ、3 は、教科の調査結果概要です。

本市では、文部科学省から配布されている標準化得点換算ツールというものを使用して、その年の全国平均生徒数を100とした場合の本市における得点状況を算出しています。学力調査の問題は毎年異なり、難易度も変わることから、年度間の平均正答率における単純な比較はできません。そこで、標準化得点で表わすことにより、全国の状況とその関係について、経年で比較することができるようにしています。

今年度は、小学校では、国語93、算数94、理科94、中学校では、国語96、数学98、理科98となりました。小学校では、いずれの教科も全国を下回っており、昨年度よりも全国平均との差が大きくなりました。一方、中学校でも、いずれの教科も上回ることはできませんでしたが、数学については、昨年度に比べ全国との差が縮まりました。引き続き、課題を分析し、定着を図るための取組を進めていく必要があります。

4 は各教科に関する調査結果の分析でございます。

小学校、中学校のそれぞれの教科の強みと弱み、課題が見られた具体的な問題の例を挙げてあります。これが26 ページまで続きます。

27 ページを御覧ください。

5 は、児童生徒質問紙の結果でございます。

小中学校ともに69 問の質問から成っていますが、ここでは、特に三重県の学力向上県民運動との関連項目16 問を示しております。平成30 年度からの数値と、県との比較を掲載してあります。

27 ページは小学校で、28 ページが中学校の質問紙の結果となっております。

29 ページには、明らかとなった強みや課題を挙げてあります。

白いひし形が強み、黒が課題を示しています。白と黒を併記してあるのは、小中いずれかの一方で強み、かつ、他方で課題となっている項目です。

6 は、学校に対する質問紙の結果です。

30 ページを御覧ください。

7、市教育委員会及び学校における今後の取組です。

1 から8 までの8 項目となっております。

今年度新しく始めた取組が、1、学力向上推進協議会の推進と家庭・地域との連携です。ここ数年、調査から、ゲームやSNS、動画視聴等に時間を費やす子供の

割合がかなり高い。つまり、子供が帰宅してから多くの時間がゲームなどに費やされているというようなことが明らかになっています。このような状況を保護者、地域、学校が共有することが大切だと考え、昨年度より準備してきた学力向上推進協議会を立ち上げ、3者が一体となって子供たちの基礎学力の定着、家庭、生活習慣の改善に取り組んでいくこととしました。現在、各学校において定期的に調査を実施して実態を把握するとともに、見えてきた課題に対し数値目標を定め、具体的な取組を行っているところです。

ここに示す八つの取組を基本とし、家庭や地域の協力を得ながら、子供たちの学習習慣を確立させるとともに、基礎学力の定着を図っていきたいと考えております。

以上です。

○村田委員長 ただいま令和4年度の全国学力・学習状況調査の結果と今後の取組について説明がありましたけれども、これについて、特に御意見のある方は御発言願いたいと思います。

○中村委員 教科の調査結果の概要のところなんですけれども、全国平均を100とした場合の本市におけるという、これ、すごく難易度が違うからって今おっしゃったんですけど、私立の大学入試なら分かりますけど、義務教育において、例えば小学校の6年生に習うことが決められているわけじゃないですか、教科書って。その中以外のことはこれ、問題、出ないんですよ。ということは、難易度を問題にするほどの、問題に差はないと思うんですよ。それをわざわざ全国平均を100に取って、全国平均を100に取る意味というのが全くないと思うんですよ。全国平均がもし45点やったら、この尾鷲市の93というのは一体何点になるんですかという話ですよ。それから、全国平均を100に取るという意味はどういうことなのか、ちょっと教えていただきたいんですけど。

○村田委員長 どなたが説明されますか。

○出口教育長 先ほど調整監が申し上げましたが、これは毎年の点数、その問題の中に、問題の出る傾向が違う場合もたくさんあります。その中で、国の平均点も毎年毎年上下に動いております。その中で、この地域の平均点を出しても、なかなかそれは、国の平均点も変わっているし、うちの、尾鷲市の平均点も変わっておりますので、なかなか比較がしにくいということがございます。

我々としては、やっぱり国の平均を一定のレベルで、毎年同じ数値で表わしていく中で、うちの管内の小学校、中学校がどのぐらいその平均点から離れているかということを見ていく、その中で、毎年の傾向がずっと分かりますので、例えば、

令和４年度の国語は、令和３年度よりもかなり離れているので、これは悪い、状況がよくないというふうに読めるわけです。

そして、もう一つは、問題数は、例えば国語の問題数は、全体の問題数が１４問しかございません。そういう問題数の少ない中で平均点を見ていくというのも、多少、やっぱり我々としては無理があるのかなというふうに思います。

そして、もう一つは、学校がこういう数値の変化についてきちっと分析をしていただいて、自分ところの学校の弱みはどこにあるのかということもさらに追求をしていただいて、各問題ごとに弱いところを探り当てていって、指導に生かしていただきたい、そういう思いでございます。

○中村委員　今おっしゃっていただいたのであれば、平成２８年に１００、全国平均であったものが、あとどんどん下がっていくというのは、教育現場としてどう考えられているんですか。

○出口教育長　いわゆる平成２８年度１００ということは、これは国の平均に沿っているということになるわけで、それから以降はずっと低迷をしているという状況がございます。我々としても、これは学校も同じですが、なぜこういう状況になるのかということを今、一生懸命探っておりまして、これまでもずっと探り続けてきております。

その中で、まず一つ、我々が要因であるということにつきましては、これは、どれが決め手になる要因ということとはなかなか言えないように思いまして、子供に関わる全ての部分に、どこかに要因があるんだろうというふうに考えています。そして、今、教育委員会が課題として考えておりますのは、先ほど調整監も言いましたが、ゲームであるとかスマホであるとか、家庭の時間の使い方にもやはり課題があるのではないか、それからもう一つでは、教員の指導方法に改善の余地はないのか、そして、子供の学習意欲を高めていく工夫などはあるのか、あるいは自力学習の仕方、家で学習をする、その中身の指導がきちっとできているのか、そういったところ。

それからもう一つは、一方で、子供の夢とか希望を持っている割合が少しずつ下がってきている状況がございます。こういった中におきましても、子供がやっぱり自分の将来を見詰めていく中で、自分が今どうすることが大事なのかということも同時に考えていく必要があると思いますので、そういった点で、今、学校にはそういう状況をよく分析していただいて、何とか取り組んでいただきたいということを申し上げております。

○中村委員　例えば、しつけまで学校に押しつける親が今いてると思うんですけども、私は、しつけは家ですべきだと思っています。しかし、学力に関しては、そのための学校だと思っていますので、6年間、28年から令和4年まででどのような、それこそ、どういうふうなチェックをされて、どういうふうな改善をされて、どういうふうな成果を出していくかというのは、やっぱりプロであられる教育界としてはすごい大きな問題やと思うんですよね。

そこのところをもうちょっと、家庭とかゲームとかよりもっと面白い、勉強って、要するに知的好奇心をどれだけ満足させてあげるかやと思うんですよ。知的好奇心が一番面白いんやでって分からせるような教育というのを、もう一回、やっぱり考えられる必要があるんじゃないかなとこの数字を見て思いましたので、教育大綱のほうはよろしくをお願いします。

○出口教育長　今、中村委員のおっしゃることは本当にこれは重要なことで、やっぱり私も元教員として思うところは、子供がいかに楽しく授業を受けることができるのか、そして、授業の中で分かったということが明確になっているかどうか、そこのところが非常に重要でございまして、これは教員の指導方法、そういったところがまだまだ改善されていく必要があるんだろうというふうに理解をしておりますので、ここのところにつきましては、昨年度3学期あたりから、昨年の結果が出た段階から校長会にもいろいろと話をさせていただきまして、学校も何とか、それに向かって、今、取り組んでいる最中ということでございます。

○三鬼委員　結果がまとめてあるのの中で、本市とすれば、平均点というのはよくできる人の点数を上げて上がるわけですし、平均点に行かなかった人を強化することによっても上がるということなんですけど、全般として、尾鷲市としては、この対策についてはどういったことを、私は平均点があるんだったら、平均点以下の人、勉強ができてできなかったって、社会で、生きていき方って別の話ですし、給料も高く取れないか取れるというのは、それは比例はしていないもんで大きな問題じゃないんだと思うんですよ。ただ、教育ですので、こういった全国平均をしながら、今、要因を見つけようとするけど、こういった形でやっぱり平均点をかさ上げというのが一番。効果、というのは、今もやっておるんかも分らん、私なんかの時代は10分間ドリルとかがあって、掛け算、割り算とか、漢字とかというのがあって、クラスごとに貼り出されたりとかってあって、やった時代に育っていますもんで、そういったことを含めて、どこの底辺部分をもっと強化すべきなのかどうかということを、教育委員会としてはそれはどう受け止めておられていますか。

○出口教育長　この市全体の状況を見てみますと、やはり学力で悩んでいる低学力の児童・生徒がかなり増えているということがございます。

点数を上げるとかどうとかということではなくて、その子供たちに少しでも自分が与えられた問題が解けるような、そういう手だてをしていくことがまず重要だと思うんですね。今、学校では朝学習をしたり、それから昼休みに学習時間を設けたり、希望者について放課後に残して学習したりという取組を今進めております。

その中でも、子供たちが、ほかの子供たちよりも時間を使ってでもやはり少しでもできるようになりたいという、そういう意欲を高めていくという働きかけも、これも非常に重要だと思うんですね。

ですので、今、学校も鋭意そういう取組をしながら、そしてやはり、学校の時間だけでは不足する場合もございますので、家庭の中でもきちっと学習時間が確保できるような、そういうお願いも学校が指導しながら、保護者の方々にも協力を得ながら進めているところでございます。

○三鬼委員　前に学校視察とかをさせていただいたときに、輪内中学校で、やっぱり小さい学校でしたので、校長室の横の応接室を学習室に変えて、余裕があるときに校長自らが、高校進学できるように英語とか数学をバックアップするとかという教育のプラスアルファの部分やっておったのを見たこともありますし、私も孫が、男ばかりなんですけど、小学校、中学校してきたときに、一応、約制的に通信簿を1年間に3回見せに来るので、そこそこできる子には割かしハードなことはもろ言えますけど、もうちょっと努力せなあかん子には、我々でもデリケートなもの、どうしたらそれ、分かるようになるかとかというのもあるんですけど、意外と子供たちは自分の成績について、意欲がないとかあっけらかんとしておるような、今の子供たち、今風というのかな、もあると思うもので、やっぱりそういったことの本人、小さい子には難しいと思うんですけど、そういったところの、ある意味の意欲というのがどのようにしたら生まれてくるんかって、やっぱり欲が出てくればちょっとでも伸びる確率というのは高いと思うんですけど、その辺との取組はどうなんでしょうかね、最近は。

○出口教育長　今、三鬼委員が言われましたこと、これも重要なことでございまして、やはり子供たちが自分の将来をどんなふうに見ていくかということが、これが非常に大切だと思うんですね。それが、今、中学生の時代に考えたことがそのまま実現をしなかったとしても、今、その時代時代の中で、自分はやっぱりこんなふうなことを目指したいというものをしっかり持つということが重要でございまして、

そのために、今、小学校、中学校両方でキャリア教育というものを進めております。

それは、今、自分が地域の中でどういう立ち位置にいるのか、そして自分の家族を見ながら、あるいは親戚を見ながら、そして、自分の思いがどんなふうな将来、未来があるのかということを考えながら、その都度その都度、先を見て、何とか自分もそうなりたいと思うような意欲を沸き立たせていくという、そういう教育が大事と言われていまして、そういうところへも一生懸命、今、取り組んでいる最中でございます。

それで、一番やっぱり重要なのは、学校として組織的にこういった問題に取り組んでいくということが一番重要だと思うんですね。ですので、私は、校長先生のリーダーシップの下に、全ての先生が同じ歩調で、同じ目標を持って子供たちを高めていくという、そういった部分で、学校全体として頑張っていたきたいという思いを強く持っております。

○三鬼委員　本当に今の子供たちのほうが、我々の子供のときに比べたら、かなり情報量であるとか、大人びておるといふのかな、社会のことについてはかなり知っておるので、私は、自分が子供のときに比べたらはるかに賢いであろうと子供を見るんですけど、ただ、学校の成績には比例していない部分があって。社会がそうやってテレビとか、ほかの知識から得られて、社会性が得られるところに、基礎部分をちょっと置き去りにしておるところがあるのが現状じゃないかなと、分析っていったらおかしいけど、子供たち、孫を見ながら思うんですね。その子の生活態度とか、それを見ながら、どっちなのかなとって思うところがあるので、大変な職業だと思うんですけど、根気よく。やっぱり孫に言うのは、今やらんなんことを一生懸命やっておったら、大人になったときに、多分それはプラスになって跳ね返ってくるよって、文句を言わんと一生懸命やれということしか私は言わないんですけど、ちょっとやっぱりそういう認識を持てるような環境とか、応援をしてあげてほしいなと思うんですけど、それらについては、学校全体の取組についてどうなんですかね。

○出口教育長　我々、教育を進めていく立場としては、まず、やはり何が何でも基礎基本の部分については、何とか力をつけさせていきたいという思いがまず一つございます。

それから、もう一つ、情報量のことを言われましたが、情報量については、今本当にたくさんの情報がございまして、ただ、子供たちの頭の中にはそれが浅く広く、上滑りになっている状況もあると思うんですね。ですから、そういう情報に基づい

て、必要な部分については、やはり学校の中で体験活動とか、そういうものを生かしながら、自分の持っている情報と、そして自分が体験した部分とがリンクされていけば、その子供の中で、自分のそういう体験情報が確かなものとして身につくのではないかというふうに考えています。

そういったところについても何とか力を入れていきたい、そういった意味では、今、教育委員会が考えているふるさと教育については、非常に重要な要素を持つ、そういうふうに考えています。

○村田委員長 他にございませんか。

○小川議長 この尾鷲市は要保護、準要保護の生徒・児童さんが全国平均より多分多かったように思うんですけど、学習支援を受けている生徒・児童が多いと思うんですけども、この親の所得格差が子供の学力格差につながっているということはないですか。

○出口教育長 たしか以前にも御質問いただいたような気がするんですけども、我々としては、もし仮にそういうことがあったとしても、やっぱり学校教育の中では、どの子も同じように教育を進めていくということになりますので、そして、なおかつ、家でなかなか学習ができないような状況もあるかも分かりませんが、そういう場合に、学校の中では、先ほど申し上げました、昼休みに学習の時間を取る、あるいは放課後に子供が望めば学習と一緒に進めていく、そういったところで、どの子にも違いがないように学習活動を進めていっていると、そういうような状況でございます。

○小川議長 親の所得格差によりまして、塾へ行ける子と行けない子っておりますよね。行けない子は途中で分からなくなったら諦めてしまうとか、そういうのが結構あると思うんですけども、先ほど言われましたように、学習支援というのが一番大事なんじゃないかと思うんですけど、どんどんと学習支援の充実というのを考えていけば、いわゆる朝の読書とか、そういうのをもっともっと増やしていけば、学力向上するんじゃないかと思うんですけど、その点はいかがでしょう。

○出口教育長 今やっている部分で、私も十分ではないという思いはまだ持っておりますので、もっとどこかで時間を生み出していく、あるいは学校と家庭が結びつく中で、子供を自発的に、自分で学習ができないかというようなことも考えながら、学校で与える課題が、単に宿題だけではなくて、子供が本当に興味を持ってやった学習が、次の授業に、自分の力、挙手をできて、自分がやったことが発揮できる、そういうようなことも学習の一つの楽しみだと思いますので、単に経済的にど

うということもありますが、それを乗り越えて、何とか子供たちと学校が一緒になって力をつけていくような方向で進みたいというふうに思っています。

○村田委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 ないようでありますので、次に、令和３年度の教育委員会の活動の点検・評価報告書について報告を願いたいと思います。

○森下教育総務課長 それでは、最後に令和３年度教育委員会の活動の点検・評価報告書について御説明いたします。

こちらにつきましては、毎年度、教育委員会の活動に関する教育行政の事務の管理及び執行状況について、各事業の目的、内容、成果の観点から、点検、評価を行っており、決算報告に併せて報告をさせていただいているものでございます。

詳細につきましては、資料に基づいて、担当係長から説明させていただきますので、お願いします。通知します。

○柳瀬教育総務課係長 それでは、別冊資料、令和３年度教育委員会の活動の点検・評価報告書を御覧ください。

表紙をめくっていただきますと目次がございます。

次の１ページを御覧ください。

１、はじめにとして、点検・評価制度の趣旨を記載しております。

下の四角の部分になりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第２６条に、教育委員会は、毎年その権限に属する事務（教育行政事務）の管理及び執行について、点検及び評価を行い、結果を議会に提出するとともに公表しなければならないとされており、今回、皆様に御報告させていただくものであります。

また、同条第２項には、点検、評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされており、後ほど御説明いたしますが、第三者評価委員として、元紀北中学校教頭の川端裕也氏と社会教育委員長の湯浅祥司氏のお二人に評価をしていただいております。

２ページを御覧ください。

２、点検・評価の対象と３、評価の判断基準について記載しております。

点検、評価の対象は、教育委員会の主要施策についてであり、また、評価の判断基準につきましては、５段階の評価基準に基づき、達成状況、成果から総合評価を行っております。

続いて、３ページを御覧ください。

こちらは、現行の尾鷲市教育ビジョン体系図を記載しております。

次のページには施策体系図を記載しております。

5 ページを御覧ください。

2、事業評価としまして、令和3年度の主要施策である17の事業についての評価一覧表であります。

教育長及び教育委員4名と、第三者委員2名の計7名によりそれぞれ評価していただき、総合評価を記載しております。

続きまして、次の6ページから22ページまでですが、評価対象であります主要施策の成果及び実績報告書を載せております。こちらにつきましては、後日、行政委員会での決算報告の際に御報告させていただきますので、今回は省略させていただきます。

23ページを御覧ください。通知いたします。

3、教育委員会の活動状況としまして、教育委員の選任状況、教育委員会の開催状況、審議状況、その内容について、また、次ページには会議以外の主な活動について記載しております。

25ページを御覧ください。

ここからは4、第三者評価としまして、先ほど申し上げました第三者評価委員のお二人に評価をしていただいております。29ページまでは川端委員による評価、30ページから34ページまでは湯浅委員の評価を記載しております。

35ページを御覧ください。通知いたします。

5、教育委員による評価としまして、40ページまでとなりますが、教育委員からの評価を1事業ごとにまとめて記載しております。なお、この教育委員会の活動の点検・評価報告書につきましては、今後、市ホームページへの掲載、各地区センターへの配布等により広く公表したいと考えております。

説明は以上でございます。

○村田委員長 令和3年度の教育委員会の活動の点検及び評価報告書について報告がありました。これについて、特に御意見があれば御発言願いたいと思いますけれども、様々な点については、また、皆さんで読んでいただければ結構かと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

御意見ございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 ないようでありますので、今定例会で付託を受けました議案、あ

るいは報告事項についての審査を終わりたいと思います。教育委員会、御苦労さまでした。

それでは、尾鷲総合病院の審査に入りたいと思いますが、議案第50号の議案の中での総合病院に係る予算、補正予算というものを説明していただきたいと思います。

○佐野総合病院事務長 それでは、議案第50号、令和4年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決につきまして、補正予算書及び予算説明書の内容について御説明いたします。

それでは、通知させていただきます。

それでは、1ページのほうを御覧ください。

第1条、令和4年度尾鷲市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度尾鷲市病院事業会計予算（以下「予算」という。）、第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（2）患者数につきまして、入院1日平均149人を103人に、年間延べ5万4,360人を3万7,681人に、外来1日平均362人を343人に、年間延べ8万8,026人を8万3,428人にそれぞれ補正するものです。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず、収入の部として、第1款病院事業収益、既決予定額40億2,003万5,000円から補正予定額1億4,342万円を減額し、合計38億7,661万5,000円とするものです。内訳として、第1項医業収益、既決予定額34億8,898万3,000円から補正予定額7億1,923万1,000円を減額し、合計27億6,975万2,000円とするものです。

第2項医業外収益、既決予定額5億3,095万2,000円に補正予定額5億7,581万1,000円を増額し、合計11億676万3,000円とするものです。

次に、支出の部といたしまして、第1款病院事業費用、既決予定額42億9,358万8,000円から補正予定額1億4,433万7,000円を減額し、合計41億4,925万1,000円とするものです。

内訳として、第1項医業費用、既決予定額41億5,997万5,000円から補正予定額1億2,923万3,000円を減額し、合計40億3,074万2,000円とするものでございます。

第2項医業外費用、既決予定額1億3,311万3,000円から補正予定額1,

５１０万４，０００円を減額し、合計１億１，８００万９，０００円とするものでございます。

第４条、予算第５条債務負担行為を次のとおり補正する。

追加といたしまして、事項、給食業務委託、期間、令和５年度から令和７年度まで、限度額、１億７，７６３万円とするもので、内容につきましては後ほど御説明をいたします。

続いて、第５条、予算第１１条に定めたたな卸資産の購入限度額７億６，２３１万２，０００円を６億５０１万２，０００円に改めるということです。

次に、２ページのほうを御覧ください。

こちらが今回の補正予算の第１号の説明書でございます。款項につきましては先ほど御説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

表のほうを見ていただきますと、（１）収益的収入及び支出のうち、まず収入の部でございますが、１項医業収益、１目入院収益、１節入院収益６億１，６６３万３，０００円の減額、これはコロナウイルス感染症の影響に加えまして、常勤医師の減などによる入院患者数の減によるものでございます。

２目外来収益、１節外来収益９，０７１万６，０００円の減額は、こちらもコロナウイルス感染症の影響で、外来患者数の減によるものでございます。

４目その他医業収益、１節室料差額収益１，１８８万２，０００円の減額は、入院患者の減による個室使用料の減額でございます。

続いて、２項医業外収益、２目補助金、２節国県補助金５億７，５８０万８，０００円の増額は、令和４年度新型コロナウイルス感染症対策事業補助金によるものでございます。

５目長期前受金戻入、１節国県補助金長期前受金戻入３，０００円ですが、これは前年度の補助金の額の確定による差額により補正増するものでございます。

主な内容につきましては後ほど御説明をさせていただきます。

次に、支出の部、１項医業費用、２目材料費、１節薬品費７，０００万円の減額は、入院患者数の減によるものでございます。

２節診療材料費７，３００万円の減額は、入院患者、外来患者の減によるものでございます。

３目経費、７節光熱水費３，１７４万５，０００円の増額は、電気料金における燃料調整単価、こちらのほうが高くなったことによるものでございます。

１５節委託料８７８万７，０００円の減は、入院患者数の減による給食業務委託

料の減額です。

20節負担金729万9,000円の減は、バディ医師の派遣が休止したことによる医師給与負担金の減額です。

4目減価償却費189万2,000円の減額は、令和3年度に購入した資産も含めて再計算したものでございます。

2項医業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費22万9,000円の増額は、昨年度借入れ額及び利率の確定によるものでございます。

3目雑支出、1節雑支出1,416万8,000円の減額は、消費税を再計算したことによるものでございます。

4目消費税及び地方消費税、1節消費税及び地方消費税116万5,000円の減額は、こちらも再計算したことによるものでございます。

続きまして、3ページのほうを御覧ください。

こちらが令和4年度の予定キャッシュ・フローの計算書であります。これは令和4年度1年間の現金の増減を表わすものでございます。

次に、4ページのほうを御覧ください。

このページの、下段の令和4年度末の資金残高がありますが、こちらが9億9,651万円となる見込みでございます。

続きまして、5ページのほうを御覧ください。

こちら、予定損益計算書であります。補正後の予定では、6ページのほうを見ていただきますと、下から3段目の当年度の純損失、こちらが当初予算2億7,532万6,000円と上がっておりましたが、ほぼ同額の2億7,421万2,000円となる見込みであります。

次に、7ページを御覧ください。

ここから7ページから9ページ、これが予定貸借対照表となっております。

7ページの2にあります流動資産、こちらの(1)に現金預金というのがありますが、現金預金につきましては、今回の補正によりまして、当初予算時に比べ1億345万1,000円増の9億9,651万円となる見込みでございます。

以上が令和4年度の尾鷲市病院事業会計補正予算書(第1号)及び予算に関する説明書の説明となります。

引き続き、病院総務課長のほうから、資料に基づきまして詳しく説明をさせていただきます。よろしくお願いします。

○高濱総合病院総務課長 それでは、令和4年度尾鷲市病院事業会計補正予算

(第1号)の主な部分について、資料を使って説明させていただきます。

それでは、1ページを御覧ください。

資料1、医業収益の入院外来の詳細な内訳の表でございます。

上段の入院収益の主な内科、外科、整形外科につきましては、質疑で回答しておりますので省略させていただきます。ほかの診療科で大きく補正する診療科で、眼科につきましては、質疑でも回答いたしました。眼科の病床を一般病床から療養病床の地域包括ケア病棟へ移行したためであります。眼科自体の金額の補正はございません。あと、泌尿器科が、診療単価が減少しているため、約1,110万の減額を見込んでおります。地域包括ケア病棟は、眼科を移転させたとしても1日当たり7人減となり、約2,850万の減額を見込んでおります。

下段の外来収益の表を御覧ください。こちらでも内科、外科、整形外科は質疑で答えしておりますので、省略させていただきます。残りの主なものは、外来のほうでも泌尿器科が診療単価が減額しているため、約369万の減額を見込んでおります。放射線科は、患者の減数を見込んでおりますが、患者単価が増額していることを踏まえて約400万円の増額を見込んでおります。

続きまして、2ページをお願いします。

こちらは、新型コロナウイルス感染症の、いわゆる病床確保の補助金でございます。昨年度3月に継続の連絡がございましたので、当初予算には計上しておりませんでした。基本的には、確保病床12床と、そのことに伴い休止せざるを得ない病床分の補填の補助金でありまして、9月末までの見込みの金額でございます。

7万1,000円の病床が延べ6,948床で、5万円の病床が延べ1,650床で、補助額が合わせて5億7,580万8,000円を見込んでおります。5万円の減額の部分は、県下の受入れ病院の平均患者数が一定の期間、基準よりも受入れ患者数が少ない場合、減額措置となりますので、当院は6月、平均受入れ患者数が県下よりも少なかったため、減額となりました。

それでは、3ページをお願いします。

3ページは今回の補正で、光熱費の金額の補正が高額なため、資料を提示させていただきました。

まず1ですが、高圧電力の部分でございます。取引先の企業様から資料提供があり、燃料調整単価が以後このように推移するという資料をいただきました。昨年度並みの使用料でありますと約2,830万の増加が見込まれるということと、2番の低圧電力の部分で、約340万円の増加が見込まれているため、併せて、3,1

74万5,000円の増額が見込まれることから、今回、補正予算を計上させていただきました。

4ページをお願いします。

こちらは給食業務委託の債務負担行為の資料となります。

今年度末で現委託業者との契約が満了するため、来年度の契約をスムーズに行うための補正でございます。次回も3年契約を予定しており、限度額の設定は、患者の食数を1回当たり140人と見込んでおります。100食までは、固定で1食当たりの単価を459.13円として、次の20食は単価を224円とし、それ以上は184円と設定しております。3年間で1億7,763万円を限度額として設定しております。

尾鷲総合病院からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○村田委員長 議案第50号の令和4年度尾鷲市病院事業会計の補正予算（第1号）の審査につきましては、ただいま御説明をいただきましたけれども、これについて、御質疑のある方は御発言願いたいと思います。ございませんか。

○南委員 1点、今の高濱総務課長のほうからの光熱費の補正で、約3,174万5,000円なんですけれども、これはあれですか、エネサーブはこの中に入っていないんですか、エネサーブの分は。それだけ。

○高濱総合病院総務課長 エネサーブの部分は含んでございません。中部電力様からの電気のみです。

○南委員 電気代でこれだけ高額に上がるということ、驚いたんですけれども、エネサーブのほうの発電というのはどうなるものですか。

○高濱総合病院総務課長 エネサーブのほうは重油で発電しますので、重油のほうで燃料のほうの計算になりますので、今のところ、重油の補正の予定はございません。

○村田委員長 よろしいですか。

○中村委員 この電力使用量は、去年の実績値を書いているんですか。

○高濱総合病院総務課長 4、5、6までは今年度の使用料で、7月以降は前年度並みに使えばこうなりますよという資料を作っていただきました。

○村田委員長 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長 ないようでありますので、尾鷲総合病院の議案第50号、補正予

算の審査を終わります。御苦労さまでございました。

これをもって当委員会は閉じたいと思いますが、明日から決算審査ということでありますので、よろしく願いを申し上げます。御苦労さまでございました。

(午後 3 時 1 8 分 閉会)